

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDD 総研

R&A

1997 June

6



CONTENTS

今月の特集

米国のドミナント規制は果たして終焉を迎えるのか 3
 FCCはBOCs及びLECsの域内長距離・国際サービスを、一定の条件の下にノドミナント、域外については無条件でノドミナントとする決定を下した。

FCC、ニュージーランドとスウェーデンにおける、設備ベース電話サービスのECOの存在を確認 12
 母国市場で支配的な事業者による米国設備ベース電話サービスへの初の参入

香港テレコム業績と展開 24
 96年度の業績も絶好調。今後の展開は？

オフテル、PTO事業者へのナンバーポータビリティ導入を諮問 31
 BTに加え、全ての固定網事業者の免許を変更するとともに、フリーフォンなど特別料金サービスにも提供範囲を拡張。

オフテル、相互接続と相互運用性に関する諮問文書を発表 34
 インタフェイスの種類、事業者の市場支配力の有無、サービスの内容に基づく分類による規制。

各国のテレコム情報

《シンガポール》

セルラー電話、及びページングサービスにおける競争開始 38
 基本通信に先駆け、本年4月1日よりセルラー電話1社、ページング3社が参入し、SingTelの独占提供が終了。料金競争は今後も進行するか。

《欧州委員会》

欧州委員会、BTとMCIの合併を認可 40
 課された条件は、(1) 競合する事業者への海底ケーブルへのアクセス保証、(2) MCIの英国の電話会議事業売却の2点のみ。

《英国》

BT、BSkyBなど4社がBritish Interactive Broadcastingを設立 41
 200チャンネルのデジタル衛星放送と、インタラクティブサービスを提供。ドミナントな2事業者の提携にCATV事業者は警戒。

《フランス》

フランスの相互接続ルールについて 42
 フランスの相互接続に関する政令の概要。

《スペイン》

レテレビジョンの入札始まる 45
 グローバルワン陣営とSTET陣営のほぼ一騎打ちに。

Airtelの免許料について、スペイン政府と欧州委員会が合意 46
 免許落札価格相当の補償をすることに。



今月の特集

米国のドミナント規制は 果たして終焉を迎えるのか

井上 茂雄

FCCはBOCs及びLECsの域内長距離・国際サービスを、一定の条件の下にノン
ドミナント、域外については無条件でノンドミナントとする決定を下した。

FCCは1997年4月18日、ベル系地域電話会社（以下、BOCs）及びGTE等の独立系
地域電話会社（以下、LECs）の長距離（LATA間通信）及び国際サービスに適用さ
れる収納料金及び市場参入に対する規制を見直す決定を行った。域内長距離サー
ビスに関しては一定の分離要件を満たすことを条件に、また、域外長距離サー
ビスに関しては付帯条件なしに、いずれもノンドミナントとして分類されることとなった。
本決定により、ドミナントに分類される事業者は、外資系事業者の一部を除き、実
質的に存在しないこととなる。料金規制に関わる「非対称規制」に事実上の終止符
が打たれ、米国では収納料金を規制する時代は終わりを迎えたと言う捉え方もでき
る。本稿では収納料金（米国通信法第203条）及び市場参入（同法第214条）を対象
とした米国の非対称規制（以下、ドミナント規制）について、その経緯及び論点に
ついて紹介する。

1. 既存の長距離事業者に対するドミナント規制の経緯

FCCは1980年、「市場支配力」の有無に応じて国内長距離通信事業者を支配的
（ドミナント）と非支配的（ノンドミナント）の2種類に分類し、ノンドミナントと
分類された事業者に対しては料金（通信法第203条関連）及び市場参入（同法第214
条関連）に関する規制を簡素化するという、いわゆる「非対称規制」を導入した^(注1)。
この政策は、市場支配力を有しない事業者は反競争的行為や差別的な行為を行う可
能性が小さいとの考えに基づいており、これらの事業者に対する規制負担を緩めて

(注1)
「競争的事業者規制緩和案件」
(=Competitive Carrier Rulemaking
Proceeding) 第1次決定。



KDD RESEARCH



(注2)
ローカル網を独占的に提供する独立系地域電話会社(LECs)もドミナントとして分類されている。LECsに対するドミナント規制の経緯は後述。

(注3)
供給代替性とは決定文で Supply Elasticity との表現となっている。具体的には競合事業者が短期間で競争相手の需要を吸収するに足る供給能力(回線容量)を有する状態、もしくは、市場参入が容易である場合、供給弾力性が高いとFCCは定義している。

(注4)
需要代替性とは決定文で Demand Elasticity との表現となっている。具体的には、あるサービス(キャリア)の料金が値上がりしたとき、顧客が代替のサービス(キャリア)に容易に移行できる状態である場合、需要弾力性が高いとFCCは定義している。(経済学でいう交叉弾力性に似た概念である。)

競争の促進を図るという目的の下で推進された。1985年、国内に続いて国際通信市場においても非対称規制が導入され、いずれの市場においてもAT&Tが支配的事業者と分類された^(注2)。

《コラム》

「市場支配力」(=Market Power) の定義

「市場支配力」とは、(1)供給量を制限することによって料金を吊り上げる能力、もしくは(2)収益を減少させるほどの多数の顧客を失うことなしに、料金を競争的水準より高いレベルに引き上げて維持することのできる能力、とFCCは定義している。具体的には次の各要素により、市場支配力の有無を判断している。

- (1) ボトルネック支配の有無
- (2) 供給弾力性/代替性 (以下、供給代替性)^(注3)
- (3) 需要弾力性/代替性 (以下、需要代替性)^(注4)
- (4) 市場シェア
- (5) 当該企業の規模及び資源

1-1 国内長距離通信市場

1980年当時、米国では分割前のAT&Tがシェア及び規模において他の事業者を圧倒していた。ローカル網の80%以上を提供していたAT&Tは全てのサービスにおいてドミナントと分類され、公正報酬率による料金規制を受けるとともに、コスト・サポート・データの提出義務を負う等、通信法第203条(料金表)に関連する規則がフルに適用されていた。また、同法第214条(線路設備の建設・運用及びサービスの廃止・縮小)に関連する規則も同様に適用された。一方、ノンドミナントと分類された事業者には、通信法第203条及び第214条の目的である、反競争的/差別的行為に対するセーフガードの適用は必要ないとの判断から、料金規制やコスト・サポート・データの提出が免除され、タリフの事前届け出期間も14日に短縮された(従来は45日から120日)。又、214条申請に関しても簡略化した手続きが制定されている。

1989年、AT&Tには公正報酬率に替わってプライス・キャップ規制が適用されることとなった(国際サービスも含む)。これは、利益率に上限を設定するという従





来の規制方法を改め、料金自体に上限を設けることにより、AT&Tのコスト削減/効率化を促すことを目的に導入されたものである。プライス・キャップ規制の導入を機に、FCCはAT&Tの大口顧客向けのいくつかのサービス^(注5)に対して料金規制の簡素化を実施した。88年から89年にかけて、国内長距離市場におけるAT&Tのシェアが74.6%から67.5%へ急激に落ち込んだことから、FCCは大口顧客向けサービスを中心に市場が競争的になったと判断、AT&Tに対する規制緩和を開始したのである。その後1993年にかけてAT&Tのシェアは60%にまで下がり、この間、FCCはAT&Tの住宅向けサービスを含む4つのサービスを除く全てのサービスに対して順次料金規制の簡素化を実施^(注6)、更に、AT&Tに対する214条申請手続きも一部簡略化している。

FCCは1995年10月、AT&Tに対するこれまでの規制緩和の締め括りとしてAT&Tをノンドミナントとして認定し、国内長距離通信市場における非対称規制に事実上の終止符が打たれた。FCCは長距離通信市場における各事業者の料金が類似していること等の問題点を指摘し、市場は必ずしも競争的ではないとしながらも、AT&Tをノンドミナントと認定することは競争を促し、公共の利益に資するとの結論に達したのである。AT&Tをノンドミナントに認定するにあたり、FCCは供給及び需要の代替性を最も重要な判断材料とした^(注7)。すなわち、競合事業者はAT&Tの需要を短期間で吸収するに足る設備及び能力を有していること、顧客は簡単かつ自由に長距離事業者を変更することができること、等を根拠に供給/需要代替性は高く、AT&Tには市場支配力がないと判断したのである。但し、ノンドミナントとしての認定と引換に、AT&Tは低所得/低利用顧客向け料金を3年間据え置く等、主に住宅顧客向け料金を対象に自らいくつかの条件を申し出ており、AT&Tにはその遵守が命じられている。AT&Tにとっては条件付きながらも、漸く競合事業者とのイコール・フットリングでの競争が実現することとなり、長距離電話市場における料金は原則自由化されることとなる。但し、ボトルネック支配力を行使し得るBOCsが近い将来に市場参入することが想定され、彼らがどのような規制を受けるのか、注目される場所であった。

なお、本決定の際、AT&Tの国際通信市場におけるノンドミナントの認定については別の分析が必要であるとし、FCCは決定を見送っている。

(注5)
大口ビジネス顧客を対象としたタリフ12、15、16がプライス・キャップから免除され、規制簡素化の対象となった。

(注6)
住宅向けサービス、800番番号案内、オペレータ・サービス、アナログ専用回線サービス以外のサービスに対して料金規制の簡素化が実施され、プライス・キャップが免除されるとともに料金の事前届け出期間は14日に短縮された。

(注7)
1984年のAT&T分割により、その他の判断材料であるボトルネック支配、市場シェア(1994年で55.2%)及び事業者規模については、もはや重要な要素ではなくなったとの見解をFCCは示している。





1-2 国際通信市場

国際通信市場に非対称規制が導入された1985年におけるAT&Tのシェアは98.5%に達しており、又、大多数の国宛通信はAT&Tだけが提供していた。FCCはこの2点からAT&Tに市場支配力があることは明らかであると判断、AT&Tをドミナントと定め、通信法第203条及び第214条に関連する規則をフルに適用した。その後、国内長距離市場同様、1989年のプライス・キャップ規制導入を機にAT&Tに対する規制の簡素化が段階的に実施され、1995年現在でプライス・キャップ規制の対象に残っていたのは住宅顧客向けサービスだけとなり、214条申請手続きも一部簡略化された。AT&Tの国際通信市場でのシェアは国内に比べて若干高いものの着実に低下し、1994年には59%となっていた。

AT&Tは国内長距離に関わるドミナント規制の撤廃が決定された直後の1995年11月、国際通信市場においてもAT&Tに市場支配力がなく、同社に対するドミナント規制の撤廃を要求する請願書をFCCに提出している。AT&Tはその際、次の点を根拠に掲げた。

- (1) AT&Tの国際電話シェアが90年の75%から94年には59%まで低下したこと、
- (2) 全ての国、地域に対し、少なくとも3つ以上の設備ベースキャリアが激しい競争を展開していること、
- (3) 米国に陸揚げされる海底ケーブル容量の21.6%しか所有しておらず、サービスの供給量を統制できないこと、
- (4) 国際通話を年間4回以上利用する顧客の3分の1は利用キャリアを変更しており、その変更の割合が国内市場に比べて高いこと。

FCCは1996年5月9日、AT&Tの主張をほぼ受け入れた形で、同社をノドミナントに分類することを決定した。国内長距離市場に続き、AT&Tは国際市場においても他の競争事業者とイコールフットイングとなり^(注8)、米国外事業者に対するドミナント規制に終止符が打たれた。但し、外資系事業者に対しては別の手続きが定められており、ドミナント事業者として分類される制度は存続している。

なお、本決定に際し、FCCは国際通信料金が国内長距離料金よりも6倍近く高く設定されている点に言及し、競争的な料金設定が未だ実現していないと述べている。しかしながら、これは国際市場に特有の「構造的問題」(=structural problems)^(注9)が原因であり、AT&Tの市場支配力との関連性は否定している。FCCは国際市場に

(注8)

但し、国内長距離同様、AT&Tは非支配的事業者として認定されることと引換にいくつかの条件を自ら申し出、そしてその遵守が命じられている。

(注9)

国際通信市場における構造的問題としてFCCは次の3点を挙げ、これを是正するためには外国市場の開放が必要であり、外国が市場を開放して初めて競争的な市場が実現するとしている。

- 1) 外国キャリアによる米国新規参入キャリアとの運用協定締結拒否。
新規市場参入に関わる制約
- 2) キャリア・アライアンス
排他性の促進 / 反競争的行為に対するリスク
- 3) コストを上回る国際計算料金の適用。
高い料金設定



KDD RESEARCH



おける構造的問題は外国の独占事業者や参入規制が原因であるとの認識を示し、95年11月に決定された外資系キャリアの参入基準決定や96年12月の計算料金ベンチマークNPRMで代表されるように、外資系キャリアに対する参入規制強化の論拠となっている。

2. BOCs及びLECsに対する規制の経緯

前述のとおり、FCCは競争促進政策として公衆通信事業者に対する規制負担の軽減方法を規定するための「競争的事業者規制緩和案件」(=Competitive Carrier Rulemaking Proceeding)を開始、1980年の第1次決定においてドミナント規制を導入し、その後段階的に規制の簡素化を実施している。1984年における「競争的事業者規制緩和案件」第5次決定において、それまではそのボトルネック支配からドミナントとして規制されていた独立系地域電話会社(LECs)の長距離サービスに対し、次の条件を満たす系列会社でサービスが提供される場合はノンドミナントとする決定を下した。

- (1) 会計記録の分離
- (2) LECと伝送・交換設備を共有しない
- (3) LECから、タリフに基づいてサービス提供を受ける

これら3つの条件は、内部相互補助や差別・優遇措置等、LECsの反競争的行為を防止するための「最低限の分離要件」(minimum separations requirements)としてFCCが定めたものである。本決定で注目されることは、規制当局者の恣意的判断の入る余地がある「ドミナント規制」という規制方法に替え、市場支配力の濫用を防止するための一定のルールを整備し、これが担保されれば、収納料金を主とする規制を緩和していくという政策を採用した点にある。これはコンピュータ第2次決定で採用された考え方を原点としており、規制の対象が内部相互補助等の反競争的行為の結果である収納料金から、反競争的な行為自体に移行した点で注目される。つまり、会計分離の限界から、ボトルネックを切り離すという構造分離を採用したことである。

なお、本決定の際、FCCはBOCsによる長距離サービスについても言及し、次のとおり規定している。

「BOCsは現在修正同意審決によって長距離サービスの提供を禁止されている。





将来もしこの禁止規定が撤廃されることがあれば、BOCsによる長距離サービスはドミナントと見做される。」

2-1 暫定決定

1996年改正通信法によってBOCsの域外長距離サービスの提供は即日認められ、域内については同法第272条で定められている構造分離要件を満たすことを条件にその提供が認められた。一方、前述の第5次決定により、BOCsは、域内/域外あるいは分離を問わず、長距離市場においてドミナントと見做されることとなる^(注10)。FCCはBOCs/LECsに課される規制の整合を図るため、1996年7月、BOCs及びLECsの長距離サービス^(注11)に適用されるドミナント規制を整理する暫定的な措置を決定している。BOCsによる域外長距離サービスに対して、LECsと同様、一定の分離要件を満たしていればノンドミナントに分類することが暫定決定の柱となっており、表1のとおり整理を行っている。ここで、圧倒的なボトルネック支配を有するBOCsの域内長距離サービスの扱いについてはその結論は見送られ、別途決定されることとなった。

(注10)

他方、同じ地域事業者であるLECs (GTEを含む) については、分離要件を満たされていれば域内/域外ともノンドミナントとして認められることとなる。

(注11)

国内長距離サービスであり、国際については言及なし。

表1：BOCs及LECsがノンドミナントと分類されるための暫定要件

	BOCs	LECs
域外長距離市場	次の分離要件を満たす ・会計記録の分離。 ・系列会社と交換・伝送設備を共有しない。 ・系列会社から、タリフに基づいてサービス提供を受ける。	同左
域内長距離市場	別途決定	同上

1997年4月18日、BOCsの域内長距離サービスも含め、ボトルネック設備を有するBOCs及びLECsの長距離・国際サービスに適用されるドミナント規制の枠組が次のとおり決定された。

2-2 最終決定

2-2-1 BOCsの域内長距離・国際

FCCはBOCsの市場支配力を分析するに当たり、その判断基準となる5つの要素(コラム参照)の内、「ボトルネック支配の有無」だけに焦点を当てている。その他の判断基準(需要/供給の代替性、市場シェア、事業者の規模)については、長距





離及び国際市場は既に競争的であるとの前提に基づき、新たな分析を行っていない。

BOCsは地域電話市場において、そのボトルネック支配から圧倒的なシェアを有しており、市場支配力を持つことは明らかである。この市場支配力を長距離・国際市場においてもBOCsが濫用し、反競争的な行為を行うことが可能であるかが議論の中心である。ここではその分析の詳細については省略するが、改正通信法制定によって定められた構造分離要件あるいはFCCの定めた取り引きを律する会計原則等、既存の規則・セーフガードによってBOCsの反競争的行為は担保できると結論付けられている。BOCsには、市場支配力の定義である「供給量を制限することによって料金を吊り上げる能力」は長距離市場参入時になく、問題となるは内部相互補助や差別・優遇行為であるとFCCは述べている。しかしながら、これらの行為に対しては改正通信法（第271条及び第272条）やFCCの定めた規則等、十分なセーフガードが存在しており、従ってドミナント規制を適用する必要がないというのが決定要旨である。

2-2-2 BOCs/LECsの域外長距離・国際

一方、域外長距離市場については、BOCs及びLECsはボトルネック設備を有していないことからアクセス等の面で差別・優遇は行え得ず、また、内部相互補助に関しては現行の規制枠組みでは行うことが困難であることから^(注12)、無条件でノンドミナントに分類されることとなった。

2-2-3 LECsの域内長距離・国際

LECsの域内長距離・国際サービスに関しては、BOCsと比較してLECsのローカル網の提供地域が分散していることや、規模が劣ること等を理由に、BOCsよりは緩い、従来からの分離要件がノンドミナントとして認定される条件となっている。

以上を整理するとBOCs及びLECsがノンドミナントと分類されるための条件は表2のとおりである。

(注12)

BOCsやLECsがアクセス料金やローカル料金から長距離・国際へ補助する形態が考えられるが、アクセス料金にはプライス・キャップ規制が課されていること、ローカル料金についてもなんらかの規制が課されていることから、このような形態は担保されるとしている。しかしながら、ローカル料金については各州にその規制が委ねられていることから州が料金規制を撤廃することも考えられ、セーフガードとしては十分と言えない。



KDD RESEARCH



表2：BOCs及びLECsがノンドミナントと分類されるための条件

	BOCs	LECs
域外長距離市場 (国際含む)	付帯条件なし	付帯条件なし
域内長距離市場 (国際含む)	改正通信法第272条の分離要件を満たすこと。(注)	次の分離要件を満たすこと。 ・会計記録の分離。 ・系列会社と交換・伝送設備を共有しない。 ・系列会社から、タリフに基づいてサービス提供を受ける。

(注) 改正通信法第272条はBOCsが域内長距離サービスを提供するための条件である。従ってBOCsの域内長距離サービスは、提供が認められた時点でノンドミナントの扱いとなる。

3. まとめ

事業者をドミナント/ノンドミナントに二分する米国の非対称規制は、AT&Tの分割を巡る論議のさなか、1980年に導入された。AT&Tの分割に対して消極的であったFCCは、非支配的競争事業者に対する規制を緩和させることによって競争を促進させ、そしてAT&Tの分割の回避をも視野に入れていた可能性がある。しかしながら、FCCの競争促進政策、あるいは発令する命令だけではAT&Tの不法行為を規制しきれないとの判断に基づき、反トラスト法によってAT&Tの分割が導かれた。分割前のAT&Tは、持株会社、長距離電話会社そして地域電話会社と形式上は分離されていた。しかしながら、AT&Tはグループとして圧倒的な規模を有し、独占分野（ローカル通信=ボトルネック支配）と競争分野間（長距離通信）の内部相互補助、ローカル通信の競争分野における独占の濫用等の問題点が指摘され、持株会社形式では圧倒的支配力は排除できないと結論づけられた。ボトルネック支配に伴う反競争的行為を防止するためには、その部分を切り離すことが最善の策であったのである。

そのボトルネック支配を有するBOCsが1996年改正通信法の制定により、再び長距離市場へ参入することが可能となった。同法ではBOCsが長距離市場に参入するための条件として相互接続義務（法第251条及第252条）及び構造分離義務（法第271条及第272条）を掲げている。BOCsがノンドミナントとして分類されたということは、これらの条文が、ボトルネック支配に起因するBOCsの反競争的行為を防止する上で十分であるとFCCが判断したことを意味する。換言すれば、公正競争のためのルール整備（事業者行動を律する）が漸く整ったとする判断である。

FCCのシナリオは概ね次のとおりに集約されよう。





- 1)ドミナント規制を中心とするFCCの競争促進政策により、長距離市場は十数年の歳月をかけて競争的な市場となった。
- 2)ドミナント規制は、規制当局者の恣意的判断が入る余地があり、また、料金規制(会計分離)には限界があるとともに規制コストが高い等、欠点がある。
- 3)一方、ボトルネック支配の濫用を防ぐためのルール整備が漸く改正通信法によって実現し、公正競争条件は整った。
- 4)公正競争条件が整ったこと、そして長距離市場は競争的であることから、今後は収納料金の設定は市場原理に委ね、公正競争のためのルールの徹底に努めることが競争を更に促す結果をもたらす。

FCCのシナリオどおりだとすれば評価できる。しかしながら、ここで注意が必要なのは、果たして公正競争条件が本当に整っているかという点である。FCCは1996年8月にかなり踏み込んだ相互接続規則を決定した。しかし、その規則は裁判所によって差し止められ、事業者間の接続料金の算定方法を巡り、未だに議論が続いている。また、BOCsの域内長距離参入のための具体的条件については、法の解釈を巡っての論争が始まったばかりである。BOCsのボトルネック支配に起因する優位性を改正通信法の制定によって即座に削ぐことができるのか、判断を下すのは時期尚早である。FCCが外国の市場開放を迫る根拠としても掲げている「自国市場の透明性」は未だ実現していないとの感は否めない。

一方、FCC指摘のとおり、長距離市場は競争的となったものの、各社の料金は横並び傾向にあり、これは料金規制の弊害の一つである。しかし、これを撤廃することが唯一妥当な措置であるのかについては、更に検討する必要がある。必需性の高い住宅顧客向け長距離通話料金は上昇傾向にある。料金が更に自由化されればこの傾向は益々高ずる可能性があるが、その是非論について十分な議論はなされていない。ドミナント規制を終焉させることが果たして公共の利益に資するのか、今後を注視する必要がある。

【参考文献・資料】

FCC Second Report and Order in CC Docket 96-149 and Third Report and Order in CC Docket 96-61
Telecommunications Report (4/21)



KDD RESEARCH



FCC、ニュージーランドとスウェーデンにおける、 設備ベース電話サービスのECOの存在を確認

大谷 潤

母国市場で支配的な事業者による米国設備ベース電話サービスへの初の参入

FCCは、昨年（1996年）12月及び本年（1997年）3月に、ニュージーランド及びスウェーデンにおける実効的競争機会（ECO / Effective Competitive Opportunities）の存在を確認する決定を相次いで発出した。両国のボトルネック事業者の関連会社であるTelecom New Zealand Ltd. (TNZL) 及びTelia North America (テリアNA) による、米国での設備ベース等による国際サービスの提供（母国ルートを含む）に係る第214条申請に対する認証を通じて、両国におけるECOの存在が確認された。但し、両認証とも不十分な点を補うことを目的とする条件が課されている。

尚、今回の2つの決定及び同時に出された別の決定において、その他の形態に関する第214条認証も決定している（下表参照）。但し、スウェーデンに関する国際単純再販（公専公形態での再販）に係る参入機会の同等性については、昨年（1996年）1月にテリアの系列ではない事業者への第214条認証において確認されている。

本稿では、設備ベース形態に対するECOテストの要件を、2つの具体例を通じて確認する。

==米国の外資系事業者に対する参入規制==

FCCは、外資系事業者による米国参入に際し、当該外資系事業者の母国市場における米国系事業者への参入条件を考慮する、いわゆる相互主義に基づく政策を採用しており、個々の第214条申請において、国際単純再販による参入には「参入機会の同等性（Equivalent Opportunity）」審査を、その他の形態（設備ベース、専専専及び公衆網再販）による参入には、母国市場におけるドミナント事業者に限りECOテストを適用することでこの政策を実施している。

尚、参入機会の同等性審査は、ドミナント事業者に限らず当該ルートに係る国際単純再販形態によるサービスの提供を申請する最初の事業者に適用されるが、ECOテストは、当該ルートの相手国における市場支配力を有する事業者（ドミナント事業者）にのみ課される点で、大きく異なっている。



KDD RESEARCH



ニュージーランド及びスウェーデンに関する
ECO及び同等性の確認に係る第214条手続きの経緯

サービス形態	適用審査	ニュージーランド		スウェーデン	
		キャリア	年月日 上:申請 下:認証	キャリア	年月日 上:申請 下:認証
設備ベース	ECOテスト	TNZL	96年2月6日 96年12月31日	テリア NA	96年9月27日 97年3月11日
国際単純再販 (公専公)	同等性確認	CTS	95年7月28日 96年12月31日	C&W,MFS CTS他	93年～95年 96年1月11日
				テリア NA	96年6月10日 97年3月11日
専専専	ECOテスト	(未申請)	(未申請)	テリア NA	96年6月19日 97年3月11日
PSN 再販	ECOテスト	(未申請)	(未申請)	テリア NA	96年6月19日 97年3月11日

1. ニュージーランドに対するECOテスト

1-1. 参入規制

FCCは、ニュージーランドには一切の参入規制は存在しないと判断した。

公衆交換網と接続する形態によりサービスを提供する事業者に対して課せられている商務省への登録義務については、全ての事業者に同等に課せられること、登録料等が合理的な水準であること及びこれまで登録を拒否された事業者はいないことから、参入阻止要因とは言えないとしている。

また、TNZLの親会社であるTCNZへの出資は、1の外国人（法人を含む）による所有の上限が49.9%に制限されているものの、複数の外国人による所有であれば外資保有率の上限は規定されていない。

1-2. 相互接続

FCCは、ニュージーランドの国際通信市場が望ましい状況にはないとしつつも、以下の点からECOテストの相互接続要件を満たすと判断している。但し、不十分な部分について、後述するような条件を課した。

(1) 法制度の規定

ニュージーランドにおける通信サービスに関する法制度には、通商法と通信法の





(注1)
この他、政府の介入への積極的な姿勢も指摘されている。

2つがある。通商法では市場支配力の濫用及び差別的取り扱いの禁止が規定されている。一方の通信法では、TCNZに対する財務資料及び相互接続に係る技術情報等の開示義務、国際サービスに対する政府の規制権限(国際計算料金政策等)の他、同法を受けて規定される情報公開規則を通じて、TCNZに対する全ての相互接続協定の全文の開示義務及び前述の国際サービス規則による登録義務が規定されている。

FCCは、これらの規定中、特にTCNZに対する差別的取り扱いの禁止及び相互接続協定の公開義務から^(注1)、TCNZによる差別的取り扱いを防ぎ得るとしている。但し、政府の紛争処理能力及び相互接続料金の算定基準について懸念を表明している。

(2) 相互接続料金の実際の水準及び値上げ可能性

FCCは、以下の点から、ニュージーランドにおける相互接続料金は参入阻却要因とは言えないと判断した。

相互接続料金の水準は、クリアとスプリントNZで差はあるものの、共に米国の水準にほぼ等しく十分安価であるといえる。

クリアがTNZLのネットワークへのアクセスサービスを再販できることから、TNZLが独占価格を設定し得ない。

(3) 実際の参入への影響

クリアが国際サービスの23%のシェアを有し、テルストラが設備ベースでの参入を果たす等、ニュージーランド市場の競争の進展は、相互接続に関する規制環境が参入を阻害していないことを示唆している。

1.3. 競争的セーフガード

FCCは、以下の4点に関する検討の結果、ニュージーランドは、ECOテストの競争的セーフガード要件を満たすと判断している。

(1) 内部相互補助防止のためのコスト配賦ルールの存在

ニュージーランドではTCNZ或いはTNZLに対するコスト配賦ルールが存在せずユニバーサルサービスの提供義務が課せられている地域サービスと、国際サービスとの間で内部相互補助が行われる可能性がある点を、FCCは指摘しているが、以下の理由から、コスト配賦ルールの欠如が、ニュージーランドの電気通信市場に関しては、例外的に、ECOが存在しないと判断している。





政府は競争促進的な政策を推進する明確な意図及び能力を有している。

ユニバーサルサービスの提供義務により、TNZLの地域サービスの料金に上限が設定されているため、国際サービスへの内部補助を行う可能性は低い。

米国事業者は、これまでのところ合理的な相互接続料金を獲得している。

国内長距離分野は競争的であり、同部分への相互接続料金には競争原理が働いている。

(2) 相互接続に関する技術情報の非差別的かつ遅滞のない開示

FCCは、そもそも相互接続に関する技術情報の不十分な開示は通商法の反競争的行為に該当することを指摘する他、既に締結され公開されている協定からもある程度の情報を得られること及びこの問題に関する具体例が提示されていないことをも理由として、ECOが存在しないと判断した。

(3) キャリア及び顧客情報の保護

FCCは、ニュージーランドの法制度（具体例は示さず）現在立法化を進めているプライバシー規則及び個々の相互接続協定における規定から、キャリア及び顧客情報の保護は確保されていると判断した。

14. 規制環境

FCCは、以下の2点に関する検討の結果、ニュージーランドは、ECOテストの規制環境要件を満たすと判断している。

(1) 規制と運用の分離

TCNZ或いはTNZLが有する規制機関との関係はキウイ株のみである。キウイ株は政府により所有される特別株であり、株主であるニュージーランド政府がこのキウイ株を通じて有する権限は以下の2点に限られている。

1の外国株主の株式保有の上限の設定

ユニバーサルサービスの維持義務の賦課

これらの権限は、通常の株式のような金銭上の利益をニュージーランド政府が得るというものではなく、また、TCNZに特別な権限を与えるものでもないことから、

FCCは、規制機関と運用体の分離は確保されているとした。





(注2)
TCNZとクリア社の相互接続交渉を巡る問題において、政府は、価格操作を示唆する報道発表等を行い、交渉合意に対してある程度の効果を上げている。

(2) 規制手続きの透明性

FCCは、これまでも指摘したとおり、ニュージーランドの規制の体制に懸念を有しているが、以下の点から規制の適用について十分に監督が行き届いていると判断できるとしている。

商務省、商務委員会及び裁判所という規制機関が存在する。

裁判所による仲裁等は時間及び費用を要するが、裁判所に持ち込む前に商務省或いは商務委員会による介入を要請できる仕組みがある^(注2)。

1.5. 追加条件

FCCは、ニュージーランドにおける相互接続ルールの現状に危惧を有しており、以下の条件をTCNZへの今回の第214条認証において課している。

TNZLは、同社と同等の環境にある（同種のサービスを提供する）競争事業者によるTNZLへのネットワークへのアクセスについて、ボリューム割引を含む同等の提供条件を適用する。

1.6. その他の公共の利益の観点

ECOテストの内容を定めた「外資参入決定」において、上述した4つの要件の他に、「その他の公共の利益要件」として以下の事項も考慮するとされている。

競争促進における当該申請の重要度

国家安全保障、その他の法規制等との整合、外交方針、貿易問題等、行政府からの問題提起

コストベースの国際計算料金の存在

FCCは、今回のTNZLによる申請において、その他の公共の利益要件は、以下のとおり、認証を補強・指示しているとした。尚、上述の3つの観点のうちの第1点については言及されていない。

(1) 大統領府・行政府からのコメント等

TNZLの申請について、行政府からの問題提起は行われていない。

(2) 国際計算料金水準

FCCは、米国とニュージーランドの間の現在の国際計算料金の単価が、現在手続きを進めているベンチマークの範囲内であることを示し、十分安価であるとしている。





NZ側キャリア	単価
TNZL	US\$ 0.215
クリア	US\$ 0.180
ベンチマーク(上限)	US\$ 0.238

尚、BTNAによる英米間の国際単純再販を認めたFCC決定（BTNA決定）において課した、国際計算料金引き下げスケジュールの提出という条件を、本件にも課すべきとするAT&Tの主張について、FCCは現時点では必要ないとした。

1-7. TNZLのコミットメント

米国がWTO等を通じて長く主張してきている国際計算料金の公表について、TNZLは、全対地について行い、定期的に見直しを加えとした^(注3)。TNZLはこの理由として、コストベース、非差別的適用及び透明性の確保を挙げているが、相互接続問題で注目され、これまでに明確な改善策が打ち出されていないニュージーランドにECOが存在すると認証されるため、FCCと取引したと考えることも不可能ではない。

FCCは、「その他の公共の利益要件」の「コストベースの国際計算料金」に関連してこのTNZLのコミットメントに触れているが、アジア地域の国際計算料金水準の引き下げに役立つと指摘する以外、今回の認証に直接関係する事項としては扱っていない。

尚、これまでは、国際計算料金の単価を公表していたのは、米国（FCC）及び英国（オフテル）のみであり、TNZLのコミットメントにより3カ国目となる。ただし、TNZLのケースは、外国の事業者がFCCに対して約束するもので、当該外国政府の政策ではない点で、新しい形態といえる。

2. スウェーデンに対するECOテスト

2-1. 参入規制

FCCは、スウェーデンに外資規制を含め、参入を制限するような規制が存在せず、実際に外国事業者が参入していること等から、スウェーデン市場が十分開放されていると判断している。尚、公衆ネットワークによるサービス提供がある程度の規模

(注3)

このレターはFCCにおけるオープン・ミーティング（全委員による主要案件の検討・採決を行う会合）で本件が了承された昨（1996）年12月17日に提出されている。



KDD RESEARCH



(注4)

規模の小さい新規参入事業者は免許を取得せずにサービスを提供することができる。尚、「ある程度の規模」は市場シェア5%程度以上との非公式な基準が示されている。

(注5)

テリアABは、実際に合意された相互接続協定のNPTAへの届出義務が課されている。



KDD RESEARCH

で行われる場合に義務づけられている免許の取得については、設備容量、品質及び継続性という最低限の要件のみであり、実態的な参入規制とは言えないとしている(注4)。

2-2. 相互接続

FCCは、以下の点より、スウェーデンの国際通信市場がECOテストの相互接続要件を満たすと判断している。但し、以下で指摘する不十分な部分について、(TNZLと同様に)後述する条件を課している。

(1) 相互接続料金の算定方法等

通信法第20条により、公正かつ合理的なコストに基づく料金の提供義務がオペレータ(テリアABを含む免許取得事業者)に課されている他、特にテリアABは、定められた会計原則に基づき相互接続料金を算定すること及び定期的にNPTAの監査を受けることが義務づけられている。

(2) NPTAの紛争解決能力

NPTAの権限は、相互接続に関する規則の強制力において不十分であるが、EUの「競争指針(Competition Guideline)」への適合のため、スウェーデン政府がグリーンペーパーを発出しており、これに基づき、NPTAに相互接続に関する紛争の解決能力を付与する通信法の改正が、1998年1月1日までに行われる予定である。

(3) 競争庁の紛争解決能力

競争法は市場支配力による差別的取り扱いを禁止(第19条)しており、これを適用する競争庁の強制力が、現在のNPTAの強制力不十分を補う。実際、1995年3月に、Telia AB及びTele2に対して、相互接続料金の上限を定める命令を発出している。

(4) 相互接続料金の公開義務

現在の規制では、テリアABに対する相互接続料金の公開義務はない(注5)。テリアABは、自主的に標準相互接続料金表を公開しており、その料金水準は米国のものとは比べても安価であり参入を阻害するものではないが、公開義務がないため、実際に合意された相互接続料金と標準相互接続料金表との整合性は確認できない。この点についてFCCは、後述するとおり、テリアABが自主的に実際の相互接続料金を公



表することを、テリアNAに対する第214条認証の条件とすることで対処している。

2.3 . 競争的セーフガード

FCCは、以下の4点から、スウェーデンはECOテストの競争的セーフガード要件を満たすと判断している。

(1) 内部相互補助防止のためのコスト配賦ルールの存在

テリアABは、相互接続料金の算定について、定められた会計原則に基づくこと及び定期的にNPTAによる監査を受けることが義務づけられている。FCCはこれらから、コスト配賦に関する適切なセーフガードが存在すると判断している。

(2) 相互接続に関する技術情報の開示

テリアABの免許において、テリアABがITU又はNPTAが定める標準インターフェースを提供することが義務づけられている他、テリアABが用いている相互接続協定モデル(ひな形)には、技術情報の請求に応じる旨が明記されている^(注6)。また、実態として、テリアABがこの要件を満たさないという具体例は示されていない。更に、相互接続に関する技術情報の非開示は、競争法における独占的支配力の濫用に該当するし、競争庁による制裁措置の対象となる。これらから、FCCは、スウェーデンにおける相互接続に関する技術情報の開示は十分に行われていると判断した。

スウェーデンの通信法第25条において、テリアABのみならず全てのオペレータに対して、加入者自身の事前承諾なしに加入者情報の活用や転送(他への提供)が禁じられており、テリアABがこの規定に違反した経緯は確認されていないとして、FCCは、顧客等の情報の保護は十分に行われ、また、テリアABによる非差別的な扱いは十分抑制されていると判断した。

(3) 規制環境

1993年に、規制機関と運用事業体を兼ねていたTeleverketは、NPTA及びテリアABに分割されている他、競争監視機関である競争庁が通信分野をも管轄しており、規制機関が2つ存在する。尚、FCCは、以下の2点について懸念を表明している。

NPTAの相互接続問題に関する紛争解決能力の欠如

Telia ABの株式が全て政府により保有されている

(注6)
同協定モデルには、相互接続が完了するまでのスケジュールを、相手事業者に明示することも規定されている。





FCCは、前者については、反競争的行為を制限する能力を有する競争庁の存在及びEUの競争指針（1998年1月1日実施）への適合のための通信法の改正によりNPTAの権限が強化される予定であること、後者については、実際にNPTAがTelia ABを優遇した例がないことを指摘し、競争的な規制環境が存在すると判断している。但し、今後も継続して規制環境等をチェックすることを付言している

24. 追加条件

FCCは、上記2-1～2-3より、スウェーデンの設備ベースでの国際通信サービス分野には、米国系事業者に対するECOが存在すると判断した。但しFCCは、これまでに触れたいくつかの懸念への対処として、申請者であるテリアNAの親会社であるテリアABに対する以下の2つの条件を、テリアNAに対する第214条認証の決定において課した。

(1) 交渉により合意された実際の相互接続料金の公表

(2) 国際区間を全回線ベースで提供しスウェーデン国内区間をTelia ABのネットワークと接続して終端させる形態で、サービスを提供する全ての米国系事業者に対する、国内の相互接続料金での精算

25. その他の公共の利益の観点

FCCは、特段の公共の利益に係る問題は見当たらず、米国との間の ϕ 8.5/分（約10.6円）という国際計算料金の水準は世界的にも安価であること、また、米国政府もテリアNAの申請に対する問題等を指摘していないことから、その他の公共の利益の問題はないとしている。

尚、全回線ベースでのサービス提供による国際計算料金政策のバイパスについては、今回の申請が提出された後、テリアNAが取り下げたことから、この決定では触れないこととされた。

3. 全回線の提供及び第三国間通信の提供

上述した2つの第214条認証において、TNZL及びテリアが「国際回線部分の全回





線の提供」を、またTNZLが「(ニュージーランドを経由する) 第三国間通信の提供」を併せて申請している^(注7)。以下に、これら2つの形態が有する特殊性(危惧される点)及びFCCの判断を記す。

3-1. 国際回線部分の全回線の提供

(1) 特殊性

これまでの設備ベースによる国際通信サービスは、両端国の事業者が、国際回線部分の中間点までの「半回線」をそれぞれが保有する形態により提供されてきている。これに対し、TNZL及びテリアは、国際回線部分の全て(「全回線」)を、外国側事業者が提供するという提供形態を申請している点で特殊な形態であり、前例のないものである。

この形態には以下の2つの論点がある。

米国内部分をも系列事業者が提供する場合、国際単純再販と同様に恣意的な精算料金の設定及びリターン・トラフィックの配分が行われる可能性が考えられる。

米国内部分を非系列事業者が提供する場合、事業者間の精算料金は国際計算料金ではなく、国内のアクセス(或いは相互接続)料金が適用される。

これらの危惧に対するFCCの整理を次項に記す。

(2) FCCの整理

ITU規則における国際計算料金システムは、国際通信サービスを提供する両端国の事業者が、国際回線部分の中間点までをそれぞれ提供する形態が標準的である時点で制定されたものであるが、コストに対応してではなく、収益を折半するという一般的な通念に基づき規定されたものである。また、各国の国際計算料金政策は、競り合わせに対するセーフガードであり一方通行バイパス防止策としても機能している。従って、コスト構造の変化に拘わらず、国際計算料金システム・政策は維持され得、FCCは、TNZLに対して、米国側事業者としてのTNZLとニュージーランド側のTNZLの間で、従来どおりの国際計算料金の精算を行うことを確認している。

仮に国際計算料金システム・政策から逸脱する形態による精算を望むのであれば、先の「国際計算料金に係る柔軟化決定」で規定された手続きにより^(注8)、「代替精算手段」としてFCCの認証を受ける必要があるとした。

3-2. 第三国間通信

(注7)
テリアは「全回線の提供」に係る部分を申請後に撤回した。



KDD RESEARCH



(注8)

各事業者は、「代替精算手段」の認証を求める規則制定請願 (Petition for declaratory ruling) を対地毎に申請し、ECOテストと同様の基準に基づく審査をへて認証を得ることで、国際計算料金政策にはよらない精算方式を採用できる。

(1) 特殊性

TNZLは、米国とニュージーランドの間の通信のみならず、ニュージーランドを経由する第三国との間の通信の提供も、今回の申請に含めている。

第三国間通信については、中継と扱われる通信の他、ホーム・カントリー・ビヨンド型サービス、或いは合法性に係る結論が出されていないリファイル等の形態が既に存在しており、今回のTNZLの申請の特殊性として、リファイルが行われる可能性につき、AT&Tのコメントにおいて指摘されている。

(2) FCCの整理

ニュージーランドを中継国とする米国と第三国との間の通信については、従来からの国際計算料金システム・政策における中継形態である限り、特段の問題は生じえないことに加え、TNZLがこれを逸脱する形態を望むのであれば、「1 国際回線部分の全回線の提供」の場合と同様に「国際計算料金に係る柔軟化決定」で規定された手続きにより、「代替精算手段」としてFCCの認証を受ける必要があることを、FCCは指摘している。

AT&TはTNZLによるリファイルの可能性を指摘したが、FCCは、TNZLに対するTCNZとの間の全ての協定等のFCCへの提供義務及び非差別的な取り扱い義務から、その可能性を否定している。

4. コメント

ECO対地拡張の方針と手段

海外の電気通信市場における競争促進を目的として決定された「外資参入決定」は、国際単純再販決定と同様、参入に係る条件 (ECOテスト、同等性確認) が厳しすぎるために、参入可能対地が極めて限られてしまっていた。このため、ニュージーランド及びスウェーデンのような自由化の進んでいる国について、不十分な要件に関する改善を待たず、これを補う条件を課すことにより参入可能対地に追加する策を、FCCは採用した模様である。

また、TNZLへの認証のように、外国政府の規制或いは政策に拘わらず、(認証を受けたい) 事業者に、全対地の国際計算料金単価を公表することを約束させる等、FCCは、条件付き認証の形態を利用して別の成果を早くも挙げている。



KDD RESEARCH



日本の市場環境

日本におけるECO或いは同等性の存在については、現在法制化が進められている相互接続ルールにおける、コストベースの水準の確保、技術情報の開示、規制手続きの透明性及び規制機関の裁定能力（実効性）の点で過去の経緯より、FCC等が懸念を有する可能性がある。また、新たに独立規制機関を設立して、その要員に事業者側からの出向者をも含ませるといった提案がメディアに載ることがあるが、これは「規制機関と運用事業体の独立」と反するものであり、FCC等の判断以前の問題として、一部事業者側の便益を基準とする政策・規則が適用される可能性が高く、競争に逆行するものである。

ECOテスト或いは同等性確認の今後

FCCは、本年（1997年）6月4日に、WTO加盟国については、ECOテスト及び同等性確認の廃止を含む外資規制の見直しに係る規則性提案を公示した。これは、WTO基本電気通信交渉における合意及びこれに付随する約束表に基づくものである。

FCCは、現在規則制定手続きを進めているベンチマークを、ECOテスト等に替る参入要件とすることを提案しているが、これだけは反競争的行為を防止する機能が不十分で、米国の国際計算料金収支が悪化する可能性があることから、外資規制見直しに係る規則制定案では、外国で市場支配力を有する事業者に対する新たなドミナント規制の適用や、条件付き認証或いは競争疎外への潜在的リスクを理由とする認証申請の却下等を継続することを提案している。WTO基本テレコム交渉の合意を受けて、相互主義に基づくECOテスト或いは同等性確認は廃止されるのはほぼ確実であるが、代替策としてのこれらのセーフガード規制が、既に提出されている約束表の内容及びWTOの最恵国待遇等の各原則と整合するかに注意する必要がある。

【参考文献】

各FCC決定本文



KDD RESEARCH



香港テレコムの業績と展開

神保 修

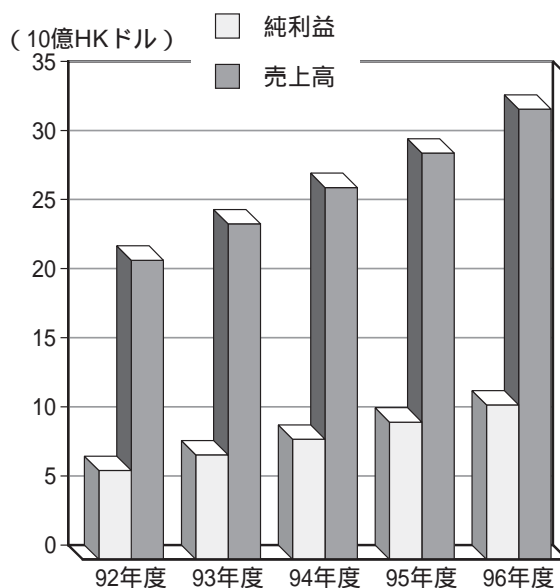
96年度の業績も絶好調。今後の展開は？

本年5月8日、香港テレコムは96年度（96年4月～97年3月）決算を発表した。売上高は前年度比10.8%増の325億7,800万HKドルで、純利益は同12.5%増の111億7,800万HKドルを計上し、過去数年に亘る増収増益基調を更新した（下図参照）。

前年同期比5.2%増の国際電話収入や前年同期比43%増のセルラー電話収入の伸びが売上及び利益増に寄与し、96年度に実施した1200人強の人員削減や営業費用削減による生産性の向上も高収益をもたらした。ほぼ同時期に発表されたC & Wグループの96年度決算における収益の65%に香港テレコムが貢献した（この傾向は過去数年続いている）。

中国への返還を間近に控えた香港の通信動向も併せて以下に紹介する。

図 香港テレコムの業績推移



（KDD総研作成）



KDD RESEARCH



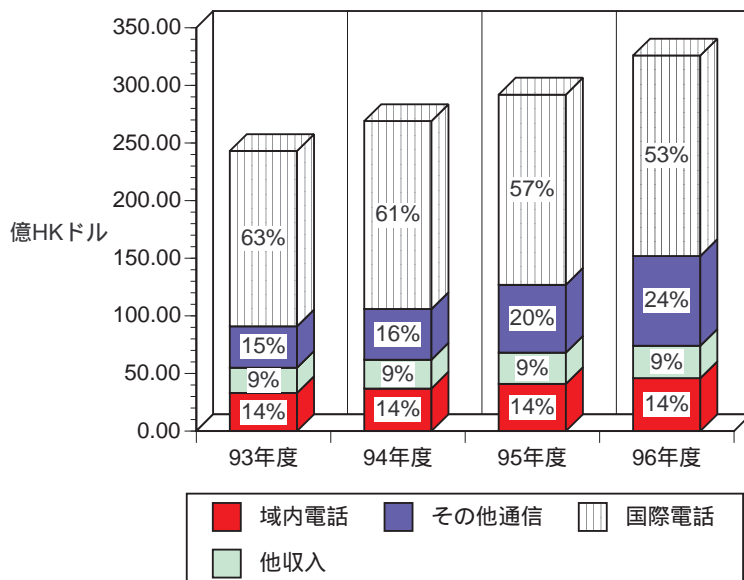
1. 国際通話収入依存率は低下傾向

香港テレコム（HKT）は香港テレホン（HKTC）、香港テレコムインターナショナル（HKTI）及び香港テレコムCSL（HKTCSL）等の持株会社であり、売上の53%がHKTIの国際通話収入である。93年度の63%をピークに年々数ポイントずつ減少し、その理由をコールバックの影響と指摘してきたHKTは、本決算発表では声を潜めた（国際通話収入増加率が前年度に比べ4ポイント増えたこととHKTも本年4月からコールバックを開始したためか？）

国際専用回線、セルラー電話、付加価値通信サービス等で構成する「その他通信」の収入が好調で売上の24%を占めるに至った。HKTCの域内通話サービスの収入は売上の14%で過去数年変動なし。

国際通話収入依存率の低下傾向を憂慮して、HKTは新たな収益源を求めて香港テレコムIMSを設立した。昨年4月にインターネット接続サービスを始めたが、この1年で16万5千契約者（35%のシェア）を獲得し、100社を超える同業者の中でトップを走る。これに加えて、将来の双方向マルチメディア・サービス事業展開の足掛かりとなるVODサービスの開始を本年10月に行う計画である。しかし、2006年9月末までHKTIが保持する国際通信独占免許の早期終了交渉が、先般、香港の規制機関であるOFTAとの間で開始され、その行方が注目されている。

図 HKT売上のサービス別構成





2. 国際電話市場の競争

約2,800億円の香港国際電話市場にコールバック業者20社以上が乱立し（HKTC以外の域内通信事業者3社も含む）、凌ぎを削るという状況が進展している。

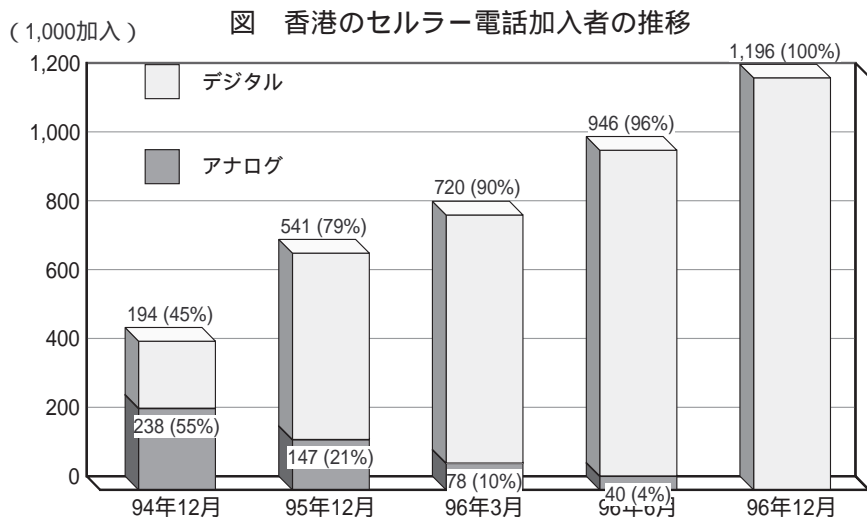
HKTは「96年度上半期ではコールバック事業者に国際電話トラフィックにおいて15%のシェアを奪われた。通期では20%に達する見込み」と半年前にコメントしていたが、96年度のHKTの中国宛トラフィック^(注1)の増加は前年同期比6%増で（その他トラフィックは17%増）若干回復し、割引サービスの導入の効果があつたようである。又、コールバックの実施による競争対応の効果も97年度上半期決算で明らかになるのであろう。

(注1)
国際電話の半分以上を占める香港発中国着の通話料金は3区分ある。広州宛（近距離）が2.4HKドル/分、上海宛（中距離）が3.7HKドル/分、その他宛（長距離）が8.99HKドル/分。中国宛料金については他のコールバック業者との料金格差はほとんどない。一方、China Telecomが設定している中国発香港着通話料金も3区分あり、広州発（近距離）が2.25人民元/分、上海発（中距離）が3.45人民元/分、その他発（長距離）が11.6人民元/分。1人民元=15円、1HKドル=16円程度であるからほぼ同じ料金レベルに現在設定されている（中国では香港、マカオ、台湾宛は国際電話ではなく別枠）。

(注2)
HKTは95年10月に「PHSインターナショナル」をNTT及び伊藤忠商事と設立して、CAS市場でも事業を開始する予定であったが、中国側の介入により、免許付与に係る手続きが延期されている。

3. セルラー電話サービス市場も競争激化

前年同期比43%増を計上したHKTのセルラー電話加入者数は39万（本年3月末）に達したが、ハチソンテレコムとスマートーンも各30万加入者を超えている。パシフィックリンクも30万加入に近いという競争状況に加えて、本年からハチソンテレコムとパシフィックリンクを含むPCS6社がサービスを開始し、来年度にはCAS^(注2)の免許も付与される予定で、料金競争が一層激しくなることが予想される。



注：カッコ内は全加入者に占める比率

(KDD総研作成)





4. 香港の通信自由化策

93年7月に設立された通信規制監督機関のOFTA (The office of the telecommunications authority) は、通信自由化策を推進している。HKTCの域内電話独占免許期間終了後の95年7月以降に3社^(注3)へ域内電話免許を付与し、下記項目を実施した。

- ・国際ゲートウェイにおけるイコールアクセス
 - ・ナンバーポータビリティの実施
 - ・アンバンドルされたローカルループの構築
 - ・コロケーションの実施
- 但し、相互接続料は交渉中

国際基本通信は2006年までHKTIの独占であるが、基本通信サービス以外 (VSAT、CALLBACK、IVAN) は既に自由化している。又、本年2月15日のWTOでの香港における通信市場の自由化合意では、「国際単純再販 (ファックス/データ) VPN、衛星携帯電話、ビデオ会議を98年までに自由化する」という約束表を提出した。

なお、OFTAの主要な課題は次の3点である。

- ・前述した国際基本通信独占免許の早期終了
- ・国際電話料金と域内電話料金のリバランシング
- ・通信と放送の融合

国際電話料金はコールバックサービスにより料金の引き下げが進行しているが、域内電話への国際電話収入からの補助が古くから行われている。先進国では国際から国内への内部補助を緩和又は廃止する傾向にある中、香港政庁は内部補助策を継続している (OFTAの96年の資料によると、HKTCが提供する住宅用回線は月額固定料65HKドル/回線であるが、費用は103HKドル/月かかるため、HKTIの国際電話収入から差額の38HKドル/回線を補助させている。従量制料金は未導入)。

(注3)

ハチソン・テレコム、ニューT&T香港、ニューワールド・テレホン
の3社でいずれも香港の主要産業である不動産、建築、ホテル業等を支配する華僑財閥が事業化。



KDD RESEARCH



5. 域内通信市場への参入

この歪みがある域内通信市場に、HKTCの料金の10～15%も安く設定して新規参入した3社（5年間の1社当たり平均投資額は50億HKドル）の目的はどこにあるのであろうか。

- ・3社とも大手デベロッパーで住宅用、ビジネス用ビル及びホテルを建設又は保有している華僑財閥のコンソーシアムであることから、自社物件に通信設備という付加価値を付ければ物件販売上優位性が生じる。或いは自社物件間自営通信連絡手段の構築（通信費削減）

という短期的利益も考えられるが、長期的展望としては何があろうか。

国際通信が繰り上げ開放されることを見越しての先行措置ということも想定されるが、新規域内通信3社全部への開放は市場規模等勘案すると現実的ではない。

ウォーフ財閥は100%所有するニューT&T香港を設立する前に、3年間の独占運営期間付き免許を取得して93年にCATV事業（ウォーフケーブル）を開始した。同財閥は、この設備を利用して新会社による域内電話サービスの開始を計画していた。しかし、通信と放送の分離政策により、設備の二重化を強いられている。

一方、HKTはこの政策に基づき、通信に位置付けられているVODサービス^(注4)を本年10月から開始する予定である。VOD免許は2社に付与される予定で、ハチソン・テレコム、ニューワールド・テレホン、その他数社が免許申請を行うと予想されている。

来年にはCATV免許の追加発行も予定されており、VOD2社とCATV2社が、香港における地上波TV、衛星放送及びレンタルビデオショップを含む映画、音楽ビデオ配給市場で、競争を開始するのであろうか。

通信と放送の分離政策により、多数の事業者へ事業機会を提供できるという利点があるものの、市場での過当競争や設備の二重化による非効率性も招来している。

欧米及び日本でも通信と放送の融合の動きは始まっている。中国でも実験的に統合サービスのネットワーク構築を進めている状況を見ると、香港でも将来的に融合されて、CATV又は域内通信網によりVOD、電話、マルチメディアサービスも提供

(注4)

映画、音楽ビデオ、カラオケ等の「ビデオ・オン・デマンド」を世界で初めて大規模に実用化する計画。HKTのサービス予測は2年で25万加入者、4年で収支均衡、実質収益はそれ以降としている。



KDD RESEARCH



される可能性がある。このことから、新規域内通信3社は香港でのマルチメディアサービス市場への参入の布石として、域内通信を開始したと見る見方ができる。

いずれにしろ、現状では不確定要素が多い。

6. 香港のインターネットサービス

HKTはVODサービスの提供主体としてHKTIMSを設立させたが、VODのサービス開始が延期されたことにより、HKTIMSは96年4月にインターネット接続サービスを開始した（HKTCSLが専用線接続、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）向けサービスを提供）。香港における96年12月末のISPは約90社、契約者数約20万であったが、本年4月にはISP約100社、契約者数約50万という急激な伸びを示している。しかし、HKTIMSが16万5千、星光インターネットが12万5千、ACG社が5万でこれら3社が総契約者数の約7割を占めると伝えられている。

シンガポールではISPが3社に限定されていることから、香港のISPを買収して事業を展開しているシンガポールの企業集団もある。香港でのインターネットのコンテンツ規制は特になく、出版、メディア関連の法律が適用されている模様であるが、7月1日以降の香港特別行政区政府の取扱いが注目される。

なお、中国では96年2月に「コンピュータ情報網の国際接続管理規定」を公布して、コンテンツの規制が行われている。

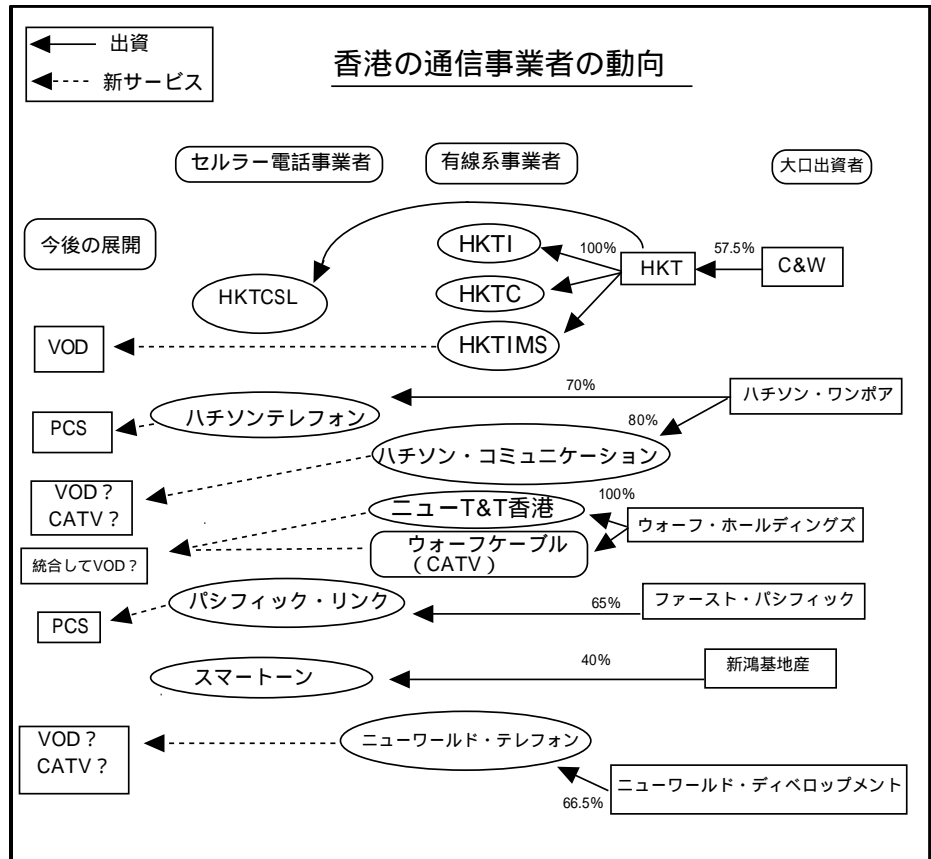
7. 今後の展開

中国郵電部は9次5箇年計画を順調に実施している模様であるが、資金不足を債券発行等で賄っており、香港でのオペレーションへの参画まで資金的に余裕がないと思われること。又、最近、CITICのHKT株（8%）の買い取りを決定した中国光大集団（エバーブライト）は、中国政府よりとかユニコム株を5%保有していることとにより、HKTの中国本土の通信事業参画が近いとの噂でHKT株が数ポイント上がったと報じられた。しかし、CITIC、中国光大集団ともに中国国務院傘下の投資会社で、CITICはユニコムの設立母体であり、光大集団と大差ない。このような状況では、返還後変わると明らかに予測しうる材料が現時点ではない。





但し、香港特別行政区政府が香港政庁の通信政策をどの程度引き継ぐかにより、今後の通信の枠組みが変わる可能性があることと、HKTと新規域内通信3社が熾烈な競争を繰り広げる可能性も高いことが挙げられる。



【参考文献・資料】

- KDD TELECOMET H.K. (5.9 / 12 / 16、他)
- HKT Press Release (5.8)
- Financial Times (5.13)





オフテル、PTO事業者への ナンバーポータビリティ導入を諮問

細谷 毅

BTに加え、全ての固定網事業者の免許を変更するとともに、フリーフォンなど特別料金サービスにも提供範囲を拡張。

4月9日、英国の規制機関オフテルはナンバーポータビリティ^(注1)導入に関する文書「ナンバーポータビリティ：固定網事業者免許の変更 (Number Portability: Modifications to Fixed Operators' Licences)」を発表した。概要を以下に紹介する。

<出典>KDDヨーロッパ(4.16)他

1. 現在のアレンジメント (Chapter 2)

1995年3月、BTはオフテルが提案したナンバーポータビリティの費用負担に関する免許条件変更を受諾せず、本件は独占合併委員会 (MMC: Monopolies and Mergers Commission) による裁定に持ち込まれた。MMCは、1995年11月に費用負担に関するレポートを発表し、これに基づくBT免許の変更が1996年6月に行われた。ここでは、費用負担の原則は以下の通りとなっている。

- ・BTは、ネットワーク変更に必要な初期費用 (system set-up cost) を負担する
- ・BTは、個々の回線毎にナンバーポータビリティを提供する費用 (per-line set-up cost) を他事業者に転嫁することができる
- ・BTは1997年10月以降はコールドロップバック方式の付加伝送費用を負担する。それまでの期間は、コールドロップバック方式の費用を上回るトロンボーン方式の費用はBTと他事業者が半分ずつ負担する^(注2)

BT以外の電気通信事業者の免許にも1996年6月の改正前のBT免許と同様のナンバーポータビリティに関する規定が含まれている場合がある。また、事業者によっては免許に同規定を含まない場合もある。

(注1)

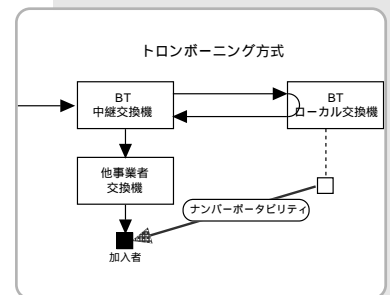
ナンバーポータビリティは、事業者を変更した場合にも加入者が同じ番号を継続して使用できる機能。加入者が移転した場合の番号継続使用 (ナンバーモビリティ) は含まれない。

(注2)

トロンボーン方式は、ナンバーポータビリティの対象となった電話番号が従来収容されていた事業者 (図ではBT) のローカル交換機が、再び上位の中継交換機に回線を設定し、そこから他事業者に接続される。これに対して、コールドロップバック方式は、中継交換機-ローカル交換機間の回線 (二重になった部分) は通話の際には切り離される。

ナンバーポータビリティ提供の方法にはこの他に、ナンバーポータビリティの対象になった番号についてのデータベースを使った「インターネットネットワーク方式」がある。

付加伝送費用は、ポータビリティを提供するために、通常の通話に比べて付加的に必要な (a) 交換機使用に係る費用と、(b) 交換機及び伝送路の容量を使用するのに係る費用の合計。



KDD RESEARCH



2. 変更の対象となる免許 (Chapter 4)

オフテルは、エンドユーザに番号を割り当てることを認可された全事業者がナンバーポータビリティを提供することが必要であると考え、今回の文書が扱う免許変更の対象となるのは、固定網の公衆電気通信事業者、CATV事業者、国際単純再販 (ISR) 事業者等である。移動体通信事業者については本年5月に別途文書を発表し、検討を行う。

3. 新しい免許条件 (Chapter 5)

新しい免許条件は、免許を持つ事業者が適格事業者 (Qualifying Operator)^(注3) から求められた場合に、ナンバーポータビリティを提供する義務を課している。適用にあたっては相互主義の原則が適用される。すなわち、ポータビリティの提供を求める事業者は、同等のポータビリティを自らも免許を持つ事業者に提供する義務がある。

両事業者の間での費用配分は、以下の原則で行う。

- (a) 費用ベースは全部配賦費用とする。ただし、BTについては増分費用とする。両事業者が合意した場合、及びオフテル長官が決定した場合には他の費用ベースの採用も可能とする。
- (b) 個々の番号についてポータビリティを提供する事業者 (Donor Operator) は、ネットワーク変更に必要な初期費用 (system set-up cost) を請求できない。
- (c) 個々の番号についてポータビリティの提供を受ける事業者 (Recipient Operator) は、個々の回線毎にナンバーポータビリティを提供する費用 (per-line set-up cost) を支払う義務がある。
- (d) 個々の番号についてポータビリティを提供する事業者 (Donor Operator) は、付加伝送費用を請求することができない。

現時点でナンバーポータビリティの対象となるのは、(i)一般加入電話の番号、(ii)特別料金サービスの番号のうち、フリーフォン、ローカルレート番号、ナショナルレート番号、プレミアムレート番号、となる^(注4)。パーソナルナンバリングサービスと、移動体の番号への拡張については将来検討する。各事業者は、オフテルから要求があった場合には、ナンバーポータビリティの対象になった番号についての情報を提供する義務がある。

(注3)
適格事業者は、(i)免許を持つ事業者に、ナンバーポータビリティを希望すること及びその範囲を通知し、(ii)自らも同じ範囲のナンバーポータビリティを提供することが可能で、かつその意志を持つ事業者のこと。

(注4)
フリーフォンは着信側が全通話料金を負担するのに対し、ローカルレート番号宛の通話は発信側がローカル料金相当分のみを負担し、残りの料金を着信側が負担する。ナショナルレート番号は、国内長距離料金が適用される番号。





4. オフテルによる決定権の行使 (Chapter 6)

当事者間での交渉がまとまらない場合には、オフテルに対してナンバーポータビリティの各条件が合理的なものであるかどうかの決定を求めることができる。オフテルによる決定は最後の手段として位置付けられており、できるだけ当事者間の交渉によって決定することが望ましい。

オフテルに対して決定を求める事業者は、以下の情報を提出する必要がある。

- (i) ナンバーポータビリティの提供を要求することの妥当性。免許を持つ事業者のシステム全体の技術・運用上の特性を考慮したものとする。必要な場合には、ポータビリティを要求している適格事業者のシステム全体についても同様に考慮する。
- (ii) 提供を要求するポータビリティの範囲。
- (iii) 決定を求める事業者は、算定に利用する費用ベースを含め、ナンバーポータビリティを提供するのに必要な費用を明示する必要がある。
- (iv) 費用の分類。決定の要求にあたっては、合理性に欠けると考えられる費用を特定し、理由を明らかにする必要がある。
- (v) 実際に提供可能な方法に比較して高い費用のかかる方法を採用する場合には、その方法。
- (vi) ポータビリティを提供するための料金。

5. BTの免許 (Chapter 7)

ナンバーポータビリティの対象を特別料金サービスの番号に拡張することで、BTの免許についても以下のように若干の変更が必要となる。

- ・現在の免許では、オフテル長官は1997年3月31日までの料金を決定することが規定されている。これは、既に本年1月に行われたため削除するとともに、各年度（～3月31日）の料金の決定権をオフテル長官に与える。
- ・付加伝送費用についての現在の規定は、一般の電話番号のみを対象にしているため、以下の通り特別料金サービスの番号についての規定を新たに定める。
 - (i) フリーフォンとローカルレート番号に関しては、付加伝送費用を転嫁できない。これらの番号については、相互接続と同様の料金となる。
 - (ii) ナショナルレート番号については1998年6月30日以降、プレミアムレート番号については1998年12月31日以降は付加伝送費用を転嫁できない。それ以前は、次(a)と(b)の差の半分を回収することができる。
 - (a) DSN^(※)による付加伝送費用
 - (b) オフテル長官が算定する、インテリジェントネットワークを利用した場合にかかったであろう付加伝送費用





オフテル、相互接続と相互運用性に関する諮問文書を発表

細谷 毅

(注1)

相互運用性は、「複数の相互接続されたシステムのグループにおいて、あるサービスの確実で予測可能なエンド-トゥ-エンドの提供を可能とするような技術的性質」として定義されている。

(注2)

ネットワークインタフェースは、事業者間相互接続のインタフェースであり、顧客インタフェースは事業者のネットワーク終端点と、顧客のネットワーク/機器の間のインタフェース。

(注3)

事業者がオフテル長官によって"well established operator"に指定された場合に市場支配力があると判断される。指定はサービス毎に行う。

(注4)

ネットワークサービスは、自ら電気通信インフラを構築した事業者のみが技術的・経済的な面で提供可能なサービス。これに対して高度サービスは、インフラを持たない事業者も提供可能なサービス。

(注5)

非協調的ネットワークサービスは、導入することによって、相互接続している他事業者のネットワークに改修の必要を生じさせないネットワークサービスである。例としては、call waiting (通話中に第三者から着信があったことを知らせるサービス)、call minder (通話中の第三者からの着信に回答し、メッセージを録音するサービス)、three way calling (3者同時通話サービス)等がある。ネットワーク改修の必要を生じるサービスが協調的ネットワークサービスで、例としてCLI (Calling Line Identification、発信電話番号表示)サービスがある。



KDD RESEARCH

インタフェースの種類、事業者の市場支配力の有無、サービスの内容に基づく分類による規制。

4月17日、英国の規制機関オフテルは、相互接続と相互運用性^(注1)に関する文書"Interconnection and Interoperability : A framework for competing networks"を発表した。本文書では、以下のような分類に基づいて、相互運用性の義務付けを行うことを提案している。

- ・ネットワークインタフェースか、それとも顧客インタフェースか^(注2)
- ・対象となる事業者に市場支配力はあるか^(注3)
- ・ネットワークサービスか、高度サービスか^(注4)
- ・(ネットワークをさらに分類して)協調的 (Co-operative) ネットワークサービスか、非協調的 (Non Co-operative) ネットワークサービスか^(注5)

それぞれについて提案されている規制の方法は、以下の通りである。

<出典>KDDヨーロッパ(4.18)他

(1) 高度サービス

ネットワークサービス以外の高度サービスについては、ネットワークインタフェースと顧客インタフェースのどちらについても、規制による相互運用性確保の義務付けは行わず、当事者間の交渉に委ねる。これは、高度サービスはネットワーク事業者のみならずサービスプロバイダも提供しており、参入障壁も低く、より自由な競争を可能とすることで今後の技術革新が期待できるためである。また、ネットワークにおいて市場支配力をもつBT等の事業者も、自社の高度サービス事業を優遇することは規制されているため、市場支配力に応じた規制も不要である。ただし、消費者の不利益が予想される場合には、反競争的行為や差別的取扱を禁じた免許条件による規制は可能となっている。



(2) 非協調的ネットワークサービス

非協調的ネットワークサービスについては、その定義から相互運用性は問題とならない。

(3) ネットワークインタフェイス/協調的ネットワークサービス

市場支配力のある事業者は、協調的ネットワークサービスのネットワークインタフェイスに関して、以下のような規制を課される。

- ・市場支配力のある事業者が新しいインタフェイスを導入する場合には、オフテル長官に対してインタフェイスを事前に通知し、オフテル長官は関係者（オフテル長官が判断）への諮問を行う（期間は6カ月）。これは、他事業者の意見も反映する機会を確保することにより、市場支配力のある事業者が、自社に有利なインタフェイスを採用することで、他事業者の相互接続費用を不当に高いものにするのを防ぐため。
- ・他事業者が市場支配力のある事業者と同時に新しいサービス提供を開始できるように、市場支配力のある事業者は十分な時間的余裕をもって事前にインタフェイスを公表する。事前公表の期間は、オフテル長官の合意がある場合を除き、新しいインタフェイスを導入する場合には15カ月、インタフェイス変更の場合には3カ月、廃止の場合には15カ月を越える必要がある。これは、市場支配力のない小規模なネットワーク事業者は、新しい協調的ネットワークサービスの導入を、加入者を多数持つ市場支配力のあるネットワーク事業者より早く行うことが困難であること^(注6)とのバランスをとるものである。
- ・交渉によって合意に至らない場合には、オフテルによるインタフェイス義務付けも可能とする（既存の「不可欠インタフェイス」の条件を適用）
- ・市場支配力のある事業者は、市場支配力のない事業者が提供する新しい協調的ネットワークサービスを自社のネットワークの変更なしに提供できる場合には、相互接続を行い、この新サービスを自社の顧客宛にも提供しなければならない。この規制によって、市場支配力のない、小規模なネットワーク事業者にも新サービスを開始する機会が提供される。
- ・既存のネットワーク相互接続インタフェイスを新免許条件発効後90日以内に公表する。

市場支配力のない事業者には特別な規制は行わないが、不可欠インタフェイス

(注6)
小規模なネットワーク事業者は、自社のネットワーク及び接続されたネットワークの相当な比率のユーザが利用可能となるまでは、新しい協調的ネットワークサービスを導入することは困難とされている。もし市場支配力を持つ事業者が存在しなければ、事業者間の協調を行うインセンティブが期待され、殆どのネットワークでほぼ同時に新しいサービスを提供できるようになることが予想される。なお、後述する例外的状況（ネットワークの変更なしで提供できる場合）は除く。





の規定により、オフテル長官がインタフェイスを決定する権限は持つ。

(4) 顧客インタフェイス/ネットワークサービス

顧客インタフェイスについては、ネットワークインタフェイスに比べて、市場支配力のあるネットワーク事業者によって競争が阻害される危険は小さい。小規模なネットワーク事業者であっても、世界標準の顧客インタフェイスを採用することが可能であり、市場支配力のある事業者が独占的に決定することはできない。

潜在的には、市場支配力のあるネットワーク事業者が、関連する端末製造事業者に有利に情報提供を行ったり、他事業者が採用する場合に高い費用が必要となるようなインタフェイスを使用することで、競争を阻害する可能性がある。したがって、インタフェイスの技術情報を開示すること、反競争的行為を規制することが必要となる。

一方、規制によって全事業者に同一の顧客インタフェイスを義務付けた場合には、利用者は所有する端末を全てのネットワークで利用可能になり、利用者から見て望ましい面もある。しかし、この規制は、各事業者が費用を最小化するインタフェイス（各ネットワークで異なる可能性もある）を採用することを妨げる可能性がある。また、技術革新へのインセンティブを阻害すること、規制コストがかかること、さらにはオフテルが最適なインタフェイスを選定する能力を持つかどうかという問題もある。

以上の分析により、オフテルは全事業者の免許改正を行い、以下の規制を行うことを提案している。

- ・既存のネットワークサービスに関する顧客インタフェイスを公表する。これは、既に免許に規定されているものであるとともに、EUの音声ONP修正指令の内容に一致するものとなる。
- ・ネットワークサービスに関する顧客インタフェイスの新設、変更、廃止については、事前に公表する。事前公表の期間は、オフテル長官の合意がある場合を除き、新設の場合には15カ月、変更の場合には3カ月、廃止の場合には15カ月を越える必要がある。

さらに、BT及び市場支配力のある事業者は、発表の60日以上前にオフテル長官に対してインタフェイスを事前に通知し、オフテル長官は関係者（オフテル長





官が判断)への諮問を行う。これは、インタフェイス決定前に他事業者の意見を反映する機会を作り、他事業者が加入者を獲得する、あるいは同等のサービスを提供する場合に、不当に高い費用がかかるようにするのを防ぐためである。

インタフェイスの種類と規制の内容

		高度サービス	ネットワークサービス	
			非協調的	協調的
ネットワーク インタフェイス	市場支配力あり	規制なし(1)	規制なし(2)	事前通知、関係者による諮問、 オフテル長官の決定権等(3)
	市場支配力なし	規制なし(1)	規制なし(2)	オフテル長官の決定権(3)
顧客 インタフェイス	市場支配力あり	規制なし(1)	規制なし(4)	事前通知、関係者による諮問等(4)
	市場支配力なし	規制なし(1)	規制なし(4)	事前通知(4)

(1)等は、本文参照箇所を示す。





各国のテレコム情報

シンガポール

セルラー電話、及びページングサービスにおける競争開始

基本通信に先駆け、本年4月1日よりセルラー電話1社、ページング3社が参入し、SingTelの独占提供が終了。料金競争は今後も進行するか。

本年4月1日から、従来、SingTel モバイル^(注1)が独占提供してきたセルラー電話サービスに、C&Wおよび香港テレコム、ならびに地元のケッペルグループおよびシンガポール・プレス・ホールディングズの参加するモバイルワン（以下、M1）1社が参入した。また、SingTel ページング^(注1)が独占してきたページングサービスについても競争が開始され、前述のM1、及びシンガポール・テクノロジーズとベルサウスのST メッセージング、ハチソン・ワンポア傘下のイントラページ^(注2)の3社が参入した。M1は、競争開始後1カ月にしてGSMセルラー電話で35,000加入、約8%のシェアを獲得した模様である^(注3)。

新規参入した3社は、すでに本年1月にSingTelとの相互接続に関して合意済みである。

<出典>KDDテレコメットシンガポール(1.31、3.7、3.14、4.3)、Mobile Communications (5.1)他

COMMENT

新規参入した3社は、サービス開始前から積極的なマーケティング活動を展開してきた。たとえば、ページング事業者のイントラページ及びSTメッセージングの2社は、今年1月からトライアルベースという名目で利用申込受付を開始し、本格提供までの間、無料でサービスを提供、その後も継続利用すれば、基本料を数カ月間免除するとしていた。セルラー電話サービスについては、M1も昨年12月からトライアル・キャンペーンを開始し、キャンペーン期間中は携帯電話端末を無償貸与し、サービス開始後は半額で端末購入を可能とする等の販促を行った。また、M1は、昨年12月にシンガポールで開催されたWTO閣僚会議で、会議出席者600人を対象に携帯電話の無料配付を行うことで、知名度の向上を図っている。

これに対し、迎え撃つSingTel モバイルは、今年1月末からセルラー電話の月額基本料をS\$5値下げし、S\$40（約3,200円）に改訂した。更に、M1のサービス開始の2日後に、新規加入者を対象とするプランでM1よりも10%低い料金に値下げを行っており（次頁表参照）料金競争も過熱する様相である。また、SingTel モバイルは今年4月1日からセルラー電話において「モバイル・ヴォイス」（音声認識技術を利用したダイヤリングサービス）、「Faxメール」（携帯電話経由のファックスサービス）という2つの付加価値サービスの提供を開始し、サービスメニューの多様化を図った。今後は、顧客のセグメント化を更に進め、利用者の裾野を拡大する計画である。

両サービスにおいては、TAS（シンガポール電気通信庁）により、公正な競争条

(注1)

SingTelの100%子会社であるMobileLinkは、今年に入り社名を改め、SingTel Mobileとした。同様にSingTelの100%子会社PageLinkもSingtel Pagingに社名を変更した。

(注2)

ちなみに、本年1月末、ハチソン・イントラページは今年着工されるMRT（Mass Rapid Transit）北東線内のページング設備免許の入札で、SingTelに競り勝っている。同鉄道線内の通信インフラ設備は、これまでSingTelが独占提供していた。

(注3)

97年4月末現在で、シンガポールのセルラー電話加入者数は、約43万と推定される。



件の確保のため、ナンバーポータビリティの提供が義務づけられており、利用者が契約事業者を変更する場合は、デジタル式の携帯電話では、現行の番号をそのまま継続利用できる^(注4)。また、GSM 同士であれば、SIM カードを交換するのみで端末を買い替える必要もない。従って、勢いSingTel とM1 との競争は競合するGSM サービスに集中することとなる^(注5)。今後、SingTel はAMPS をデジタル方式に転換していくとともに、ETACS は2000 年までに廃止する予定である。一方、ページングではAIS (Automatic Interception Service) という転送用システムの利用により、旧加入者番号を継続利用できるが、端末は契約事業者が変わると使用する周波数帯域が異なるため買い替えなければならない。

TAS は、98 年中に更に新規事業者2 社に対して、セルラー電話の事業免許を付与する可能性もほのめかしており、2000 年4 月1 日以降は、4 社体制となる公算が強く、ますます競争が激化しそうである。市場予測によれば、携帯電話における加入者数、普及率はそれぞれ、96 年末の約34 万加入、11%から2000 年には90 万加入、30%に、ページングにおいては、96 年末の104 万加入、34%から2000 年には150 万加入、50%に達すると予測されている。

(前川 睦衣)

(注4)

ただし、SingTelのアナログ方式のAMPS、E-TACS加入者がGSMに移行した場合は新たな番号が付与される。

(注5)

今年後半、M1はCDMA方式(1.9GHz)の第2の携帯電話サービスを導入予定である。

表: SingTelと競争事業者とのサービス比較 (97年4月3日現在)

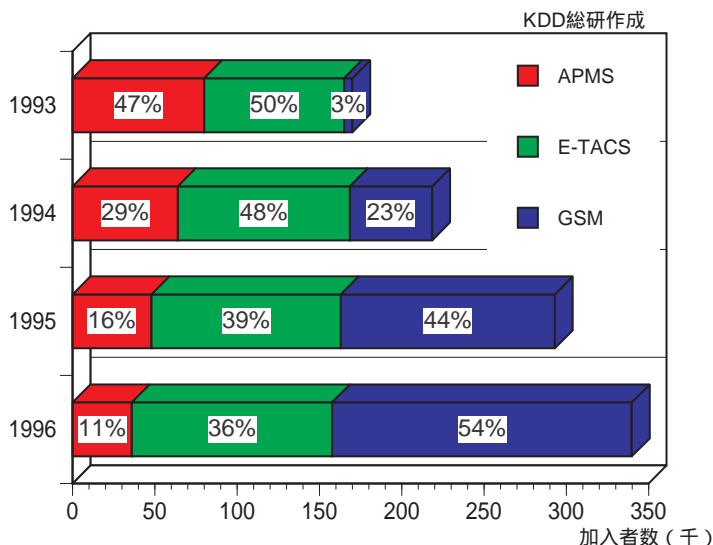
(KDD総研作成)

		SingTel	M1	イントラページ	STメッセージング
GSM セルラ 電話	標準 プラン	S\$40/月、S\$14(70分)相当の無料通話	S\$40/月、S\$20(100~200分)相当の無料通話	---	---
	特別プラン (注2)	S\$18/月、S\$20相当の無料市内通話	S\$20/月	---	---
ページング (数字表示式)		S\$15/月 3カ月無料	S\$14/月 4カ月無料	S\$9.9/月 5カ月間無料	S\$9.8/月 5カ月間無料

(注1) 1\$=約81円

(注2) 特別プランは、新規加入契約者のみを対象とし、契約後6カ月間有効である。

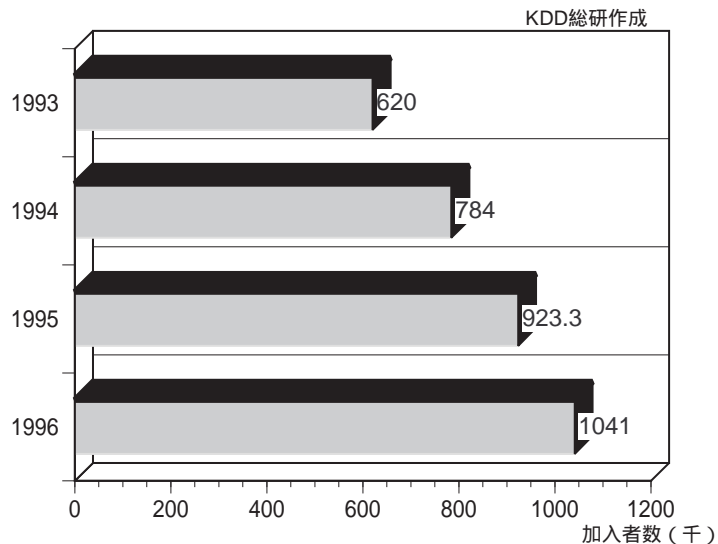
グラフ1: シンガポールにおけるセルラー電話加入者数推移



KDD RESEARCH



グラフ2: シンガポールにおけるページング加入者数推移



欧州委員会

欧州委員会、BTとMCIの合併を認可

課された条件は、(1)競合する事業者への海底ケーブルへのアクセス保証、(2)MCIの英国の電話会議事業売却、の2点のみ。

5月14日、欧州委員会はBTとMCIの合併による新会社コンサートの設立を、以下の条件により認可した。

- ・競合する他事業者による英米間の海底ケーブルへの公正なアクセスを保証する^(注6)。
- ・MCIは、同社の英国電話会議事業を売却する^(注7)。

欧州委員会は審査の結果、合併は英米間の音声電話サービス及び英国内の電話会議市場の支配的地位を強化するが、上記の措置を行うことにより、共通市場と両立し得ると結論付けた。

<出典>欧州委員会プレスリリース(5.14)他

COMMENT

欧州委員会の今回の発表は、審査期限の6月11日を大幅に前倒しするもので、課された条件もきわめて緩やかなものとなった。BT、MCI両社はこの決定を歓迎するコメントを発表し、課された条件に従う意向である。なおこれに先立ち、BT(4

(注6) BT-MCIは、英米間海底ケーブルの回線容量の30～40%を所有するとされている。

(注7) MCIの同部門Dacomは、英国の電話会議サービスの市場で30%のシェアを持つ。BTのシェアは50%である。



KDD RESEARCH



月15日)及びMCI(4月2日)の株主総会において、それぞれ合併が承認された。

今後残されたハードルは、米国の司法省及びFCCによる認可となるが、両者が結論を出すのは本年秋以降と言われている。認可に際しての問題点として、英国政府が保有する所謂「黄金株」が指摘されている。黄金株が存続した場合には、英国政府がコンサートに対して種々の権利を行使することができるため、米国側との相互性に欠けるものとなる。したがって、英国政府は黄金株の廃止か、何らかの譲歩を行うことを米国政府に求められる可能性もある。またAT&Tは、英国においてナンバリングパリティが導入されておらず、新規参入を妨げているとして合併認可に反対している。

(細谷 毅)

英国

BT、BSkyBなど4社がBritish Interactive Broadcastingを設立

200チャンネルのデジタル衛星放送と、インタラクティブサービスを提供。ドミナントな2事業者の提携にCATV事業者は警戒。

5月7日、BT、BSkyB、ミッドランド銀行、松下電器産業は、British Interactive Broadcasting (BIB) の設立を発表した。出資比率はBTとBSkyBがそれぞれ32.5%、ミッドランド銀行が20%、松下電器産業が15%で、当初は総額2億6,500万ポンド(約510億円)を出資する。BIBは、200チャンネルのデジタル衛星放送サービスに加え、ホームショッピング^(注8)、ホームバンキングといったインタラクティブサービスを提供する。BSkyBによるデジタル衛星放送は1998年春に、インタラクティブサービスは1998年夏に提供開始の予定である。BIBは5年後に黒字化を達成する見通し。

またBIBは、サービスを受けるために視聴者が必要となるセットトップボックス(STB)に補助金を出し、販売価格が200ポンド(約39,000円)程度となるようにする^(注9)。STBは、地上波デジタル放送^(注10)とデジタルCATVも受信可能で、インターネットへのアクセスも可能となる^(注11)。STBはBTの電話回線にも接続する。

BSkyBは、BIB設立発表に先立ち、既に100万台のSTBを発注したことを明らかにした。発注先は、松下電器産業、Amstrad、Pace Microelectronics、Hyundaiの4社であるが、各社への発注数は明らかにされていない。

<出典>KDDヨーロッパ(5.8)他

COMMENT

BTとBSkyBの提携によるBIBの設立は、約1年前から報道されていた。今回の発表は、この間行われていた規制機関との非公式な調整に、一定の目処が立ったことによるものと考えられている。オフテルはこの提携発表の当日、「このJVが市場

(注8)

ホームショッピングには、Sainsbury(スーパーマーケット)、HMV(音楽ソフト販売)、Thomas Cook(旅行会社)、Great Universal Stores(通信販売)、Dorling Kindersley(出版)等が参加している。

(注9)

補助金なしでは、販売価格は500ポンド程度になると予想されている。

(注10)

BSkyBは、現在ITCによる審査が行われている地上波のデジタル免許に、Carlton Communications、Granada Televisionと均等出資でBritish Digital Broadcasting(BDB)を設立して応募している。同免許には、BDB以外にInternational CableTelが出資するDigital Television Network(DTN)のみが応募している。

(注11)

あらかじめBIBで選定した範囲に限定された利用となる模様。



KDD RESEARCH



(注12)

労働党は、1995年10月の党大会において、政権獲得の際には2001年まで禁止されているBTによるエンターテインメントサービス提供を前倒して認可すること、BTはその見返りとして学校・図書館・病院等に光ファイバーを無料提供することの2点について、BTと合意したことを発表した。

(注13)

1996年7月に公布されたいわゆる新電気通信法の中のネットワークの相互接続とアクセスに関する条項。その概要は下記のとおり。

- (1) 公衆ネットワーク事業者は、他の事業者から相互接続の要請があった場合は、客観的、透明、非差別的に、これに応じなければならない。相互接続の要請は、正当な理由が無い限り、これを拒否できない。
- (2) 二事業者間の接続協議がまとまらない場合は、当事者からの申し立てにより、ARTが調停を行う。
- (3) 公正な競争とサービスの相互運用性を確保する上で必要と認められる場合、ARTが協定内容の修正を求めることがある。
- (4) 政令により、相互接続協定のための一般的条件、特に必要条件および料金設定の原則について定める。



KDD RESEARCH

を歪めることがなければ、消費者にとって良いニュースであろう。今後もJVの事業内容については注意深く見守っていきたい」とのコメントを発表した。なお、BIBの設立については欧州委員会あるいは英国の公正取引庁(OFT: Office of Fair Trading)の審査が必要と考えられている。

BIBと競合するCATV事業者からは、電気通信分野と衛星放送分野で支配的な2事業者の結び付きについて、反競争的行為を懸念する声が上がっている。特に、5月の総選挙で政権を獲得した労働党のブレア首相が、BT・BSkyBと強い結び付きを持っていることも不安材料となっている^(注12)。

なお、1996年12月にコンディショナルアクセスについてのクラス免許がDTIから発表されており、BIBが供給するSTBもこの規制を受けることになる。同免許の規定により、STBは公正、合理的、放送事業者間で非差別的なものであることが求められており、オフテルは本年3月にコンディショナルアクセスについてのガイドラインを発表した。ガイドラインでは、BIBが行うような補助金について、競争を阻害する目的あるいは効果を持つものでないこと、補助金から消費者が得る利益が負の影響を上回ることが求められている。(細谷 毅)

フランス

フランスの相互接続ルールについて

フランスの相互接続に関する政令の概要。

フランス電気通信規制庁(ART)は3月3日、相互接続に関する政令を公布した。本政令は郵便電気通信法典第L34-8条^(注13)に基づき、相互接続の一般的条件および料金設定の原則について規定している。政令の主な内容は以下のとおりである。

1. すべての事業者に適用される原則

1.1 相互接続は事業者間の民事上の協定事項である。相互接続協定を締結した場合はARTに届け出る。ARTは協定の内容を、企業秘密を冒さない範囲で、他の利害関係者に提供することができる。

1.2 事業者は相互接続協定の中で、以下の必要条件を確保するために必要な措置をとる。

- ・ネットワーク運用のセキュリティ
- ・ネットワークの保全
- ・エンド・トゥ・エンドのサービス品質保証等の、サービスの相互運用性
- ・個人情報、通信の秘密を含めたデータの保護



また、他事業者との接続がネットワークの運営または必要条件の確保に重大な障害をもたらす場合は、ARTに対し相互接続の中断の申し立てができる。

1.3 相互接続協定には最低限、以下の事項を盛り込むこと。

(1) 全般的ルール

相互接続料金の請求・徴収手続き、事業者間の情報交換に関わる条件、変更事由が生じた場合の手続き等。

(2) 提供する相互接続サービスの内容と料金

(3) 相互接続サービスの技術的特性

イコールアクセス、ナンバーポータビリティを可能にするための措置、必要条件を確保するための措置、相互接続インターフェースに関する詳細、提供サービスの品質（利便性、安全性、効率性、同期性）等。

(4) 相互接続実施のための手順

サービス提供に関わる条件、相互接続ポイントの確認および物理的接続方法、試験手順、障害の復旧手順等。

1.4 相互接続料金は、客観的、透明および非差別的なものでなければならない。また不当に高額なものであってはならない。相互接続に必要な情報は、他の事業者に対しても、自社のサービス部門、子会社、提携企業に対するのと同じ条件、内容で提供しなければならない。

2. 特定の事業者に適用される原則

2.1 相互接続カタログの公表

(1) ARTが定める特定の公衆電気通信ネットワーク事業者^(注14)は、相互接続の技術的条件、料金を示したカタログを作成し、ARTの認可を受けて、これを公表しなければならない。

(2) 相互接続カタログには最低限、次の事項を盛り込む。

- ・トラフィックの伝送サービスの技術的アクセスと料金
- ・補完的サービス・機能および先進的サービス・機能と、関連する契約方法
- ・第三者事業者が相互接続を行う場合の、相互接続ポイントの位置とアクセス条件、技術的条件、料金
- ・イコールアクセスのための事業者選択および番号ポータビリティの方法
- ・相互接続インターフェースの詳細（特に信号方式、実施条件）
- ・専用線の接続サービス

2.2 相互接続料金の原則

- (1) 相互接続サービスに直接的または間接的に関連した費用に基づいていること。
- (2) 長期的に経済効率を増していくための費用を考慮したものであること。即ち、サービス品質の維持を前提として、最先端の技術を用い、ネットワーク

(注14)

新電気通信法第L36-7条第7項により、市場において25%以上のシェアをもつ事業者は市場支配力を持つと見なし、更にARTがその売上高、財務力等を検討のうえ決定する。また、ARTはその事業者リストを年1回作成、公表することとなっているが、最初のリストが作成されるまでの間は、フランステレコムがこれに該当することが、本政令で定められている。



KDD RESEARCH



規模の最適化を図るためのネットワークの改修にかかる投資分を考慮したものであること。

- (3) 相互接続サービスとその他のサービスに共通してかかる費用については公正に配賦すること。
- (4) 報酬率を適切に含んだものであること。報酬率はARTが、事業者の資本の平均費用とフランスの電気通信事業における平均的費用を勘案して定める。
- (5) 通話時間帯毎に異なる料金を定めてもよい。
- (6) 課金の単位は相互接続される事業者の要望に添ったものであること。

2.3 接続料金の算定

- (1) これらの事業者は相互接続業務のための会計を分離し、特に以下の費用を明確にし、他事業者が相互接続に関連のない費用まで負担することのないよう十分に細分化する。
 - ・ネットワーク全体の費用（相互接続サービスとそれ以外のサービスの両方に使用されるネットワーク設備に係る費用）
 - ・相互接続サービスに特定の費用
 - ・相互接続サービス以外のサービスに特定の費用
 - ・共通費用（上記のいずれにも該当しないもの）
- (2) 相互接続以外のサービスに特定の費用は、相互接続料金の原価から除外すること。特に、アクセス費用（ローカルループ）および営業費用（広告、マーケティング、販売、相互接続以外の販売管理、相互接続以外の料金請求および徴収に係る費用）は除外する。
- (3) ネットワーク全体の費用は相互接続サービスとその他のサービスの間でネットワークの効率的利用に基づいて配賦する。
- (4) 共通費用の中で、電気通信事業活動に関連する費用はこれを配賦するが、一般的な研究開発費および訓練費は除外する。
- (5) これらの事業者の費用算出方法の仕様および詳細についてはARTが定め、公表する。また、この算出方法については定期的に独立機関の監査を受ける。監査にかかる費用は事業者が個々に負担し、「相互接続サービスのみに係る費用」に組み込まれる。
- (6) 1997年から、ARTが長期増分費用方式を取り入れた新たな算定方式を決定するまでの間の相互接続料金は、当該年度に計画されている平均的な費用に基づいて定めることとする。ARTは以下の事項を勘案してこれを検討する。
 - ・特定事業者が既存の技術を用いて新たな投資を行った、または計画する場合の投資効果
 - ・相互接続料金および費用の国際的水準
 - ・平均費用は、会計予測データ、特定事業者の最新の会計監査報告および成長率を用いて計算する。更に上記に拘らず、ARTは相互接続料金の低廉化を図るため、国際的な水準に照らし合せ、複数年度にわたり相互接続料金に価格制限を設けることができることとする。
- (7) 長期増分費用に基づいた新たな算定方式の決定にあたっては、経済・技術モデルと事業者の計算方法によるモデルを比較検討し、また可能な限り他国の





事例も参考に。決定作業には事業者も参画させる。

<出典>KDDフランス(5.15、4.21)、ART Press Release(4.09)他

COMMENT

政令の制定に引き続き、ARTは4月9日、フランステレコムの提出した相互接続カタログを承認した。

承認にあたりARTは、フランステレコムの提出した資料および監査結果報告に基づき、以下のとおり費用を算定した。

- ・フランステレコムの予測に基づき、1994年度から1998年度にかけてのトラフィックの増加率を4%とする。またこのトラフィックの増加により単位費用は2.2%減少するというフランステレコムの試算を採用する。
- ・相互接続サービスに特定の費用の算出には、フランステレコムの出した相互接続トラフィック量の予測値を用いる。
- ・1998年度の関連共通費は、ネットワーク全体の費用と相互接続に特定する費用にそれぞれ7.72%、マークアップする。
- ・第三者機関による調査とフランステレコムからの聴取に基づき、報酬率は11.75%とする。

結果、フランステレコムの1分あたりの平均相互接続料金は次表のとおりとなり、ARTはこれは他のEU諸国と比較しても妥当な水準であるとしている。

intra-local exchange ローカル交換機内の接続	single transit 1交換機を通る場合	dual transit 2交換機を通る場合
6.09 (約1.3円)	12.78 (約2.6円)	17.57 (約3.6円)

<単位：仏サンチーム (1仏サンチーム = 約0.205円) >

(近藤 麻美)

スペイン

レテビジョンの入札始まる

グローバルワン陣営とSTET陣営のほぼ一騎打ちに。

スペインの国营放送事業者で、本年中に固定電話サービスの開業を目指しているRetevisionの株式売却の入札が始まった。

5月12日までに固まった最終的な入札参加者の顔触れは以下のとおりである。

Banco Central Hispano (BCH) + フランステレコム + USスプリント (コンソーシアム名：Opera)



KDD RESEARCH



(注15)

Endesa、Union Fenosaはいずれもスペインの大手電力会社。

(注16)

スペイン・バスク地方の地域系通信事業者。

(注17)

100ペセタ = 約82円

STET (伊) + Endesa + Union Fenosa^(注15) + Euskatel^(注16)
+ その他複数のスペインの貯蓄銀行
マンネスマン (独)

今回売却にかけられるのは、Retevisión 株式全体の60%にあたる。最低入札価格は456億ペセタ (約374億円)^(注17)で、落札した場合は更に10%の株を253億3,000万ペセタ (約208億円) で取得することとされている。入札は6月9日まで行われ、その後60日以内に落札者が決定する。残りの30%の株式についてもスペインが公約している98年12月1日の通信市場の完全自由化までにはすべて売却される予定である。

<出典>Financial Times(5.14)、Reuter News Service(5.14)他

COMMENT

BCHとEndesa、Union Fenosaは第2GSM事業者AirtelにBT、Airtouchと共に投資しており、携帯電話市場では同盟関係にある。Retevisiónの入札についても当初はグローバルワン、BCH、Endesaがコンソーシアムを組んで参加すると見られていたが、スペイン市場参入に意欲的なSTETからの強い働き掛けにより電力事業者グループは固定電話サービス市場ではBCHと袂を分かつことになった。

当初ドイツテレコムもOperaに参加していたが、突然辞退した。理由は明確にされていないが、入札価格についてフランステレコムとの間に意見の食い違いがあったようである。ただしOperaがRetevisiónを落札した場合は、ドイツテレコムもグローバルワンの一員としてスペイン市場に参画したいとの含みを残している。

単独で入札するマンネスマンはバックにAT&Tがついているものの、地元資本の協力が無いのでは、落札はやや難しいのではないかと見られている。

スペイン政府は国内通信市場の競争を促進するため、テレフォニカに対抗する第2勢力としてRetevisiónの育成に力を入れており、3月末にはテレフォニカとRetevisiónの相互接続料金をテレフォニカの希望よりかなり低めに抑える政府案を発表した。テレフォニカはRetevisiónの参入により2000年までに国内市場のシェアを10%程度失うと予想している。
(近藤 麻美)

(注18)

BT、Airtouch、Union Fenosa、Banco Santander、BCH等の出資により設立 (95年11月からEndesaも資本参加)、1994年12月にGSM免許を取得し、翌95年10月にサービスを開始した。一方、テレフォニカの子会社Telefonica Movilesは95年7月にGSMサービスを開始している。



KDD RESEARCH

Airtelの免許料について、スペイン政府と欧州委員会が合意

■ 免許落札価格相当の補償をすることに。

スペインの第二携帯電話事業者Airtel Movil^(注18)からスペイン政府が850億ペセタ (約697億円) の免許料を受け取りながら、テレフォニカには無償でGSM事業の開始を認めたのは公正な競争を阻害する行為であるとして、欧州委員会 (EC) がスペイン政府に対しAirtelへの補償を求めていた問題で、4月末、以下の条件により政府とECの間に和解が成立した。

Airtelがテレフォニカに支払う相互接続料金を総額150億ペセタ (約123億円) 引き下げることに。



- Airtel に対しより多くの周波数帯の利用を認めること
- Airtel のGSM 免許の期限を15年間から25年間に延長すること
- Airtel に対しDCS-1800の免許を無料で認可すること
- Airtel に対し代替インフラの利用または建設を認めること^(注19)

テレフォニカ側は、免許料は政府とAirtelの間の問題であり、テレフォニカの相互接続料金がその影響を受けるのは納得できないとして反発している。

<出典>KDDマドリード事務所(5.19)、Mobile Communications(5.14)他

COMMENT

ECは欧州各国で移動体通信事業の自由化が始まった当初から、GSM免許が高額で落札される一方で、従来からアナログ携帯電話事業を行っていたPTT系列の移動体通信会社が無償でGSM分野に参入している現状を問題視し、スペイン以外にベルギー、イタリアに対しても、PTT系列の事業者からも同等の免許料を徴収するか、第二事業者への免許内容を落札額相当に是正する等の措置により、競争条件を公平にするよう求めている。

ベルギーでは政府がベルガコムに対し、第二事業者Mobistarの免許落札価格と同じ90億ベルギーフラン(約300億円)^(注20)を政府へ支払うよう求め、ベルガコムはそれに対し政府が設定していた最低入札価格の35億ベルギーフラン(約117億円)以上は支払う義務が無いとして争っている。

イタリアでは第二事業者オムニテルが支払った免許料7,500億リラ(約540億円)^(注21)を補償するため、政府がTelecom Italia Mobileに対しオムニテルに600億リラ(約43億円)を支払うよう求めているが、まだ実現には至っていない。

スペイン政府も初めは最低入札価格の500億ペセタ相当の補償内容で十分としていたが、あくまでも850億ペセタ相当の補償を求めてAirtelが譲歩せず、昨年12月ECがスペイン政府に対し、早期に和解案を示さなければ法的措置に訴えとの最後通告を突き付けていた。

しかし、そもそも免許内容の金銭的価値を厳密に算定するのは不可能で、今回の合意内容でもその経済的効果を明確に指摘できるのは150億ペセタの相互接続料金引き下げだけであり、その他の措置からAirtelが得られる経済的メリットははっきりしない。特に、代替インフラの利用は1995年にAirtelがサービスを開始した当時はAirtel側が強く要望していた条件であったが、既に自由化されてしまった現在、これをも850億ペセタ相当の中に換算してしまうのはやや無理があり、妥協的な色合いが窺われる。

(近藤 麻美)

(注19)

スペインでは既に1996年に代替インフラの利用は自由化されている。

(注20)

100ベルギーフラン = 約334円

(注21)

100イタリアリラ = 約7.2円



KDD RESEARCH



NEWS

KDD総研がお客さまのインターネットビジネスをトータルにサポートいたします。

1. インターネットコンテンツの作成サービス

音声、動画を含むマルチメディアのホームページの作成並びにインタラクティブなページを作るための各種c g iを作成いたします。また、ご希望のお客さまは、当社のサーバ上にホームページを開設していただくことも可能です。

2. インターネット、イントラネットのコンサルティングおよび調査サービス

導入機器の選択、仕様書の作成などインターネット、イントラネット構築を計画されているお客さまへ各種コンサルティングサービスを提供いたします。また、インターネットの最新情報などの調査も承ります。

3. インターネットサーバの構築サービス

WWWサーバなどインターネットサーバの構築作業を承ります。

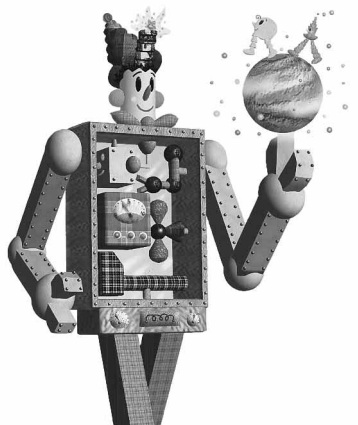
問合せ先	KDD総研インターネット業務部
TEL	03-3347-6337
FAX	03-3347-6721
E-mail	INET@plaza.co.jp
WWW	http://www.plaza.co.jp

KDD 総研

R&A

世界の通信ビジネスの最新情報誌

1997 June



発行日	1997年6月20日
発行人	景山 正
編集人	安道 幸一郎
発行所	株式会社 KDD総研 〒163-03 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDビル29F TEL. 03(3347)6926 FAX. 03(5381)7017
年間購読料	30,000円(消費税等・送料込み、日本国内)
レイアウト・印刷	株式会社丸井工文社



海外販売代理店

KDD Europe Ltd.

6F Finsbury Circus House, 12/15 Finsbury Circus,
London EC2M 7EB U.K.

Tel:44-171-382-0001 Fax:44-171-382-0005

KDD Belgium S.A./N.V.

Boulevard du Regent 50, Boite7, 1000 Brussels, Belgium

Tel:32-2-511-3116 Fax:32-2-502-9158

KDD Deutschland GmbH

Immermannstr. 45, D-40210 Dusseldorf, Germany

Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

KDD TELECOMET H.K. LTD.

Room 2701, Lippo Tower, Lippo Centre,

89 Queensway, Central, Hong Kong

Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)

大韓民国Seoul特別市中区巡和洞1-170 Samdo Arcade 12

Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

海外新聞普及(株)(OCS)

〒108 東京都港区芝浦2-9

Tel:03(5476)8131 Fax:03(3453)9338